

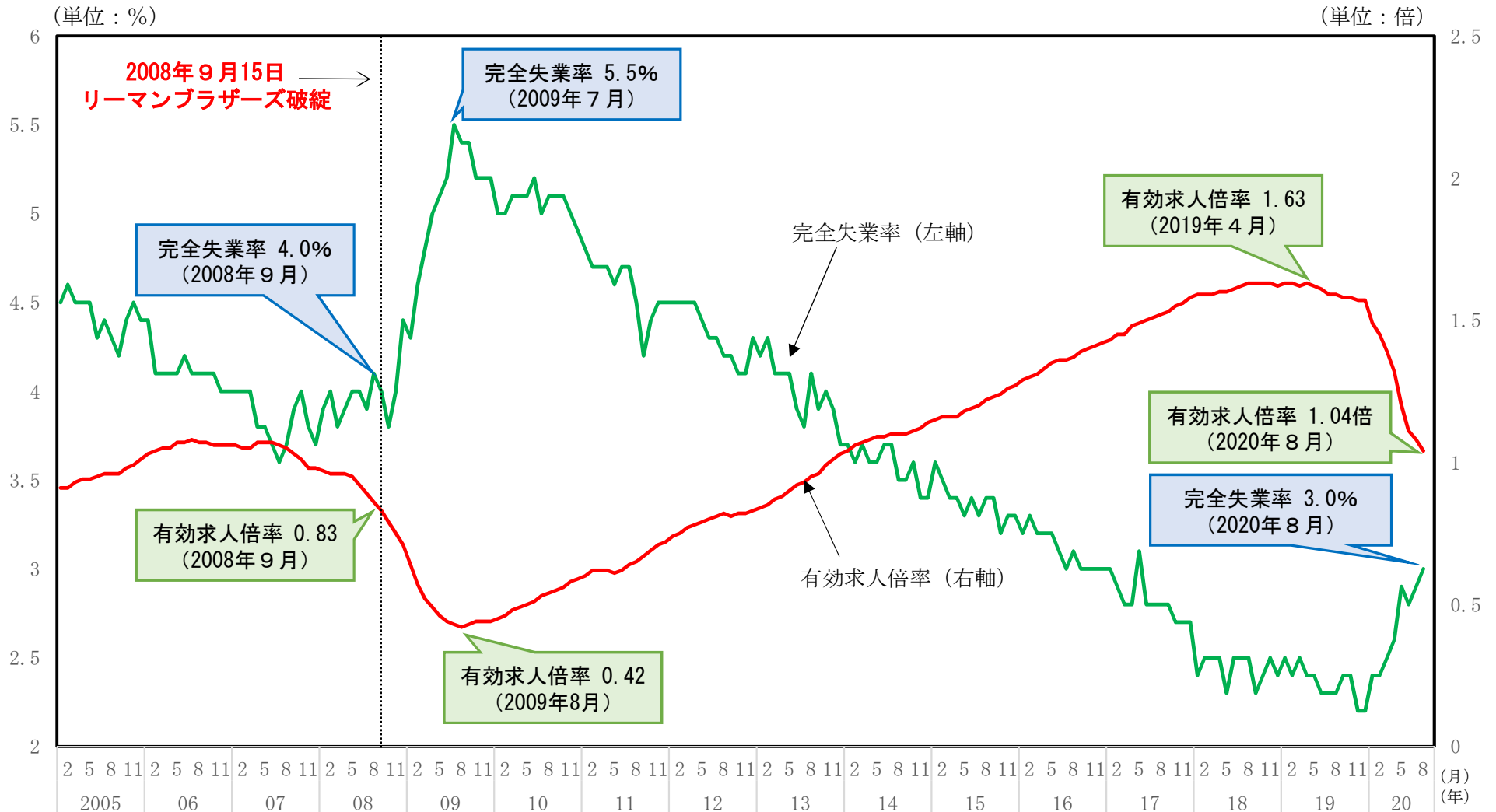
労働分野における
新型コロナウイルス感染症への対応について

労働分野における 新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 最近の雇用情勢について

足下の雇用情勢について

- 足下の雇用情勢は、求人が減少から増加に転じる中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられる。有効求人倍率が1倍を下回る地域が増加している等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。
- なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後には、完全失業率は10ヶ月で4.0%→5.5%にまで悪化し、有効求人倍率は11ヶ月で0.83倍→0.42倍に低下した。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
 (注) 完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

産業別の新規求人数の動向について

- 令和2年8月の新規求人数の前年同月比を業種別にみると、多くの業種で前年と比較しマイナスとなっているが、「建設業」「製造業」「医療、福祉」では、前月と比較し、その減少幅が縮小している。特に、「自動車・同付属品製造業」では、前年同月比が約50%減少と大きなマイナスであるものの、生産の持ち直しの動きもあり、減少幅の縮小が続いている。
- 他方、「宿泊業、飲食サービス業」では、Go-Toキャンペーンや地域独自の観光補助事業による下支えがあるものの、お盆の時期における帰省自粛や夏祭りなどのイベントの中止・延期、営業時間の短縮や入店人数の制限などの影響によって厳しい営業状況が続いており、労働需要にも減退がみられる。

● 主要産業別の新規求人数（前年同月比の減少幅が拡大している業種を青色、前年同月比の減少幅が縮小している業種を赤色にしている。）（%）（人）

	令和元年						令和2年								(参考)令和2年8月の新規求人数
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
合 計	-2.5	-5.9	-1.5	-4.0	-6.7	2.1	-16.0	-13.5	-12.1	-31.9	-32.1	-18.3	-28.6	-27.8	662,446
建設業	-2.2	-2.6	0.4	2.5	-4.5	4.3	-12.4	-11.9	-6.4	-15.8	-11.3	2.6	-9.8	-6.4	66,076
製造業	-8.8	-15.9	-11.0	-15.6	-19.3	-11.6	-26.1	-24.7	-22.8	-40.3	-42.8	-34.2	-40.9	-38.3	53,524
情報通信業	-3.3	-6.1	1.6	-7.3	-4.2	-0.2	-18.8	-13.1	-9.0	-36.0	-33.6	-19.7	-34.1	-34.6	16,377
運輸業、郵便業	0.5	-7.7	0.2	-8.0	-6.7	-1.2	-21.1	-13.2	-14.6	-30.6	-37.0	-26.8	-30.7	-30.7	37,115
卸売業、小売業	-1.1	-8.9	-3.2	-5.3	-9.9	-0.6	-22.5	-17.6	-15.0	-34.8	-35.9	-26.9	-33.4	-34.0	89,754
学術研究、専門・技術サービス業	0.1	-5.3	2.0	-6.6	-7.9	3.9	-15.1	-17.7	-14.6	-36.6	-35.4	-15.7	-26.9	-27.6	17,830
宿泊業、飲食サービス業	3.2	-1.3	-2.8	1.3	-0.7	-1.3	-20.6	-11.8	-19.9	-47.9	-55.9	-29.4	-44.0	-49.1	40,940
生活関連サービス業、娯楽業	-10.3	-7.8	-1.0	-4.1	-3.3	-0.6	-16.1	-18.0	-16.6	-44.0	-44.2	-34.8	-34.5	-41.0	21,740
教育、学習支援業	1.0	1.5	3.1	-0.3	3.7	7.7	-8.1	-7.3	1.4	-38.1	-36.6	-14.7	-21.6	-23.9	10,926
医療、福祉	1.6	-0.6	4.5	3.2	-1.8	6.8	-8.6	-7.0	-3.4	-21.7	-17.9	-9.0	-21.0	-16.0	184,712
サービス業(他に分類されないもの)	-7.8	-8.3	-6.0	-8.6	-13.1	-2.7	-23.6	-21.0	-18.1	-36.5	-37.7	-22.6	-32.2	-32.2	81,353

● 製造業（%）（人）

	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	(参考)令和2年8月の新規求人数
製造業	▲ 34.2	▲ 40.9	▲ 38.3	53,524
食品製造業	▲ 25.3	▲ 31.0	▲ 32.4	14,358
はん用機械器具製造業	▲ 32.5	▲ 41.6	▲ 33.3	3,486
電気機械器具製造業	▲ 41.1	▲ 46.9	▲ 35.9	3,050
輸送用機械器具製造業	▲ 58.2	▲ 52.9	▲ 45.6	4,278
自動車・同付属品製造業	▲ 64.2	▲ 57.1	▲ 49.9	2,841

● 運輸業、郵便業（%）（人）

	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	(参考)令和2年8月の新規求人数
運輸業、郵便業	▲ 26.8	▲ 30.7	▲ 30.7	37,115
鉄道・水運・航空運輸業	▲ 34.7	▲ 47.1	▲ 31.9	352
道路旅客運送業	▲ 15.5	▲ 20.9	▲ 24.4	12,389
運輸に付帯するサービス業	▲ 27.8	▲ 36.1	▲ 42.5	3,282

● サービス業（他に分類されないもの）（%）（人）

	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	(参考)令和2年8月の新規求人数
サービス業(他に分類されないもの)	▲ 22.6	▲ 32.2	▲ 32.2	81,353
職業紹介・労働者派遣業	▲ 42.1	▲ 50.3	▲ 47.3	16,977
その他の事業サービス業	▲ 15.7	▲ 26.5	▲ 27.2	52,938

※「その他の事業サービス業」には「建物サービス業(ビルメンテナンス、清掃、消毒など)」「警備業」が含まれる。

● 宿泊業、飲食サービス業（%）（人）

	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	(参考)令和2年8月の新規求人数
宿泊業、飲食サービス業	▲ 29.4	▲ 44.0	▲ 49.1	40,940
宿泊業	▲ 49.5	▲ 40.5	▲ 63.0	9,760
飲食店	▲ 24.2	▲ 46.2	▲ 46.4	32,174

● 卸売業、小売業（%）（人）

	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	(参考)令和2年8月の新規求人数
卸売業、小売業	▲ 26.9	▲ 33.4	▲ 34.0	89,754
卸売業	▲ 23.9	▲ 34.2	▲ 31.3	18,998
小売業	▲ 27.7	▲ 33.2	▲ 34.7	70,756

● 医療、福祉（%）（人）

	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	(参考)令和2年8月の新規求人数
医療、福祉	▲ 9.0	▲ 21.0	▲ 16.0	184,712
医療業	▲ 14.8	▲ 24.3	▲ 23.3	55,726
社会保険・社会福祉・介護事業	▲ 6.3	▲ 19.3	▲ 12.1	128,309

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

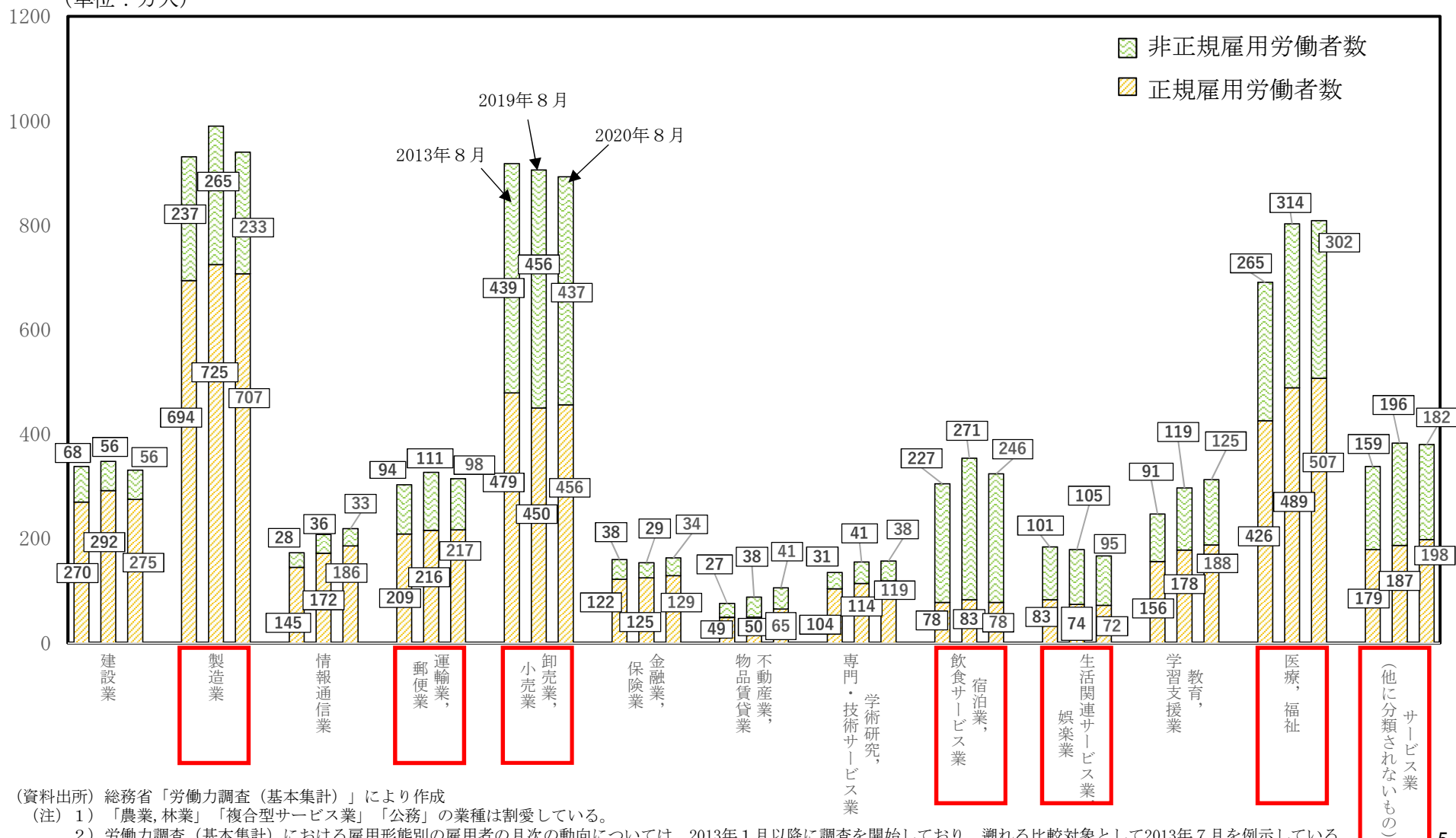
注) いずれもパートを含む値。令和2年1月～3月は、求人票の記載項目の拡充により、求人更新が差し控えられる等、前年比をマイナス方向に押し下げる影響が生じていることに留意が必要。

産業別及び雇用形態別でみた雇用者数の動向

○ 8月の雇用者数を産業別及び雇用形態別に比較すると、「製造業」「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」「医療,福祉」「サービス業(他に分類されないもの)」などで非正規雇用労働者数の減少幅が大きい。また、正規雇用労働者数は、「建設業」「製造業」「宿泊業,飲食サービス業」などで減少幅が大きい。

※他方、「情報通信業」では前年差が+14万人(7月: +7万人)、「医療,福祉」では前年差が+18万人(7月: +10万人)となっており、正規雇用労働者数が増加している業種もある。

(単位: 万人)



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」により作成

(注) 1) 「農業, 林業」「複合型サービス業」「公務」の業種は割愛している。

2) 労働力調査(基本集計)における雇用形態別の雇用者の月次の動向については、2013年1月以降に調査を開始しており、遡れる比較対象として2013年7月を例示している。

足下の休業者の動向について（就業形態別）

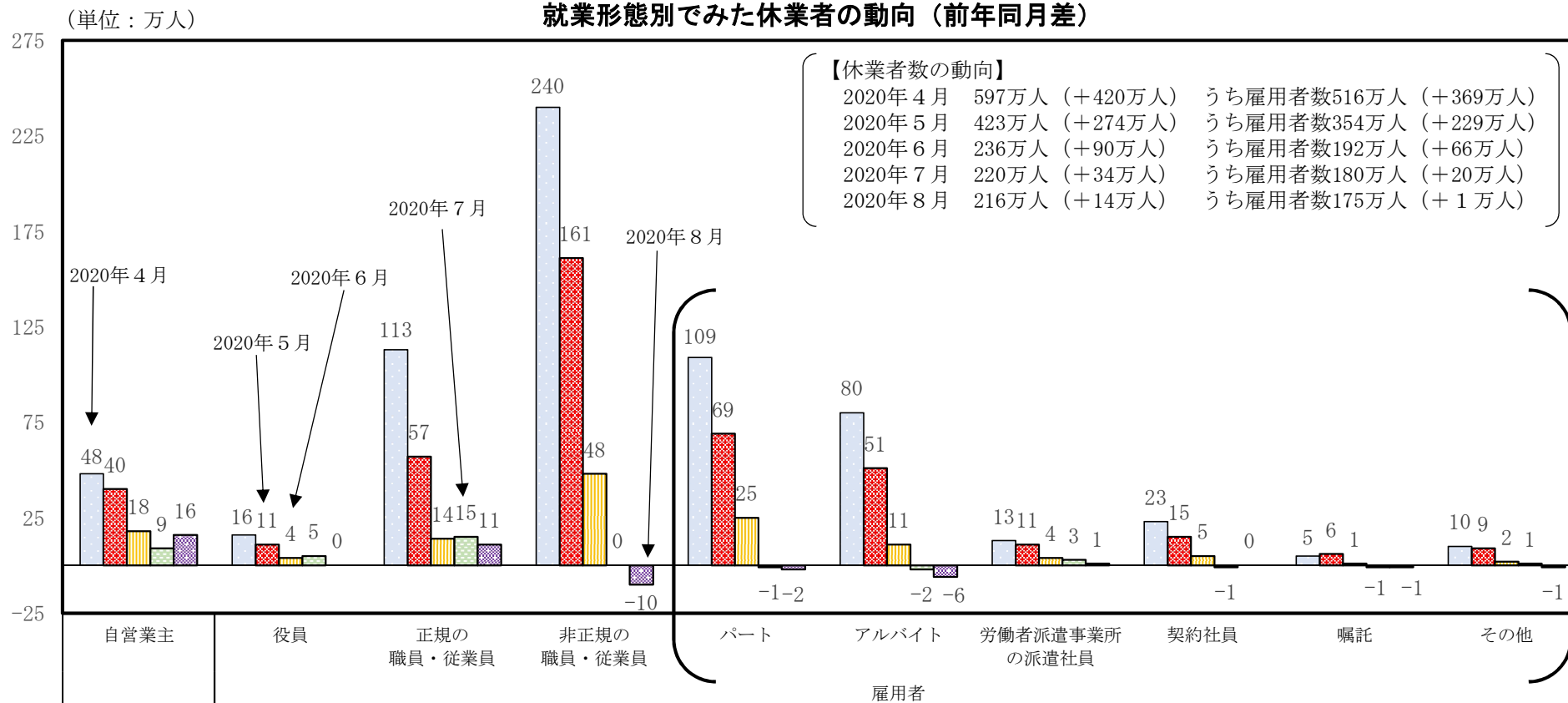
- 令和2年8月の休業者数の前年同月差をみると、その増加幅の縮小が続いており、平常時に近い状態まで戻っている（※）。
- 雇用形態別に前年同月差をみると、正規雇用労働者は横ばい圏内である一方で、パート・アルバイトを中心として非正規雇用労働者においては、プラスからマイナスに転じている状況にある。

労働力調査における「休業者」とは、仕事を持ちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち、

1. 雇用者で、給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。
 なお、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合等は休業者となる。
2. 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者。
 なお、家族従業者で調査週間に少しも仕事をしなかった者は、休業者とはならず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとなる。

※労働力調査における「休業者」の定義は上記のようになっており、例えば、「月末1週間は仕事をしていたものの、それ以外の期間において休業されていた方」などは含まれないことから、解釈には一定の留意が必要である。

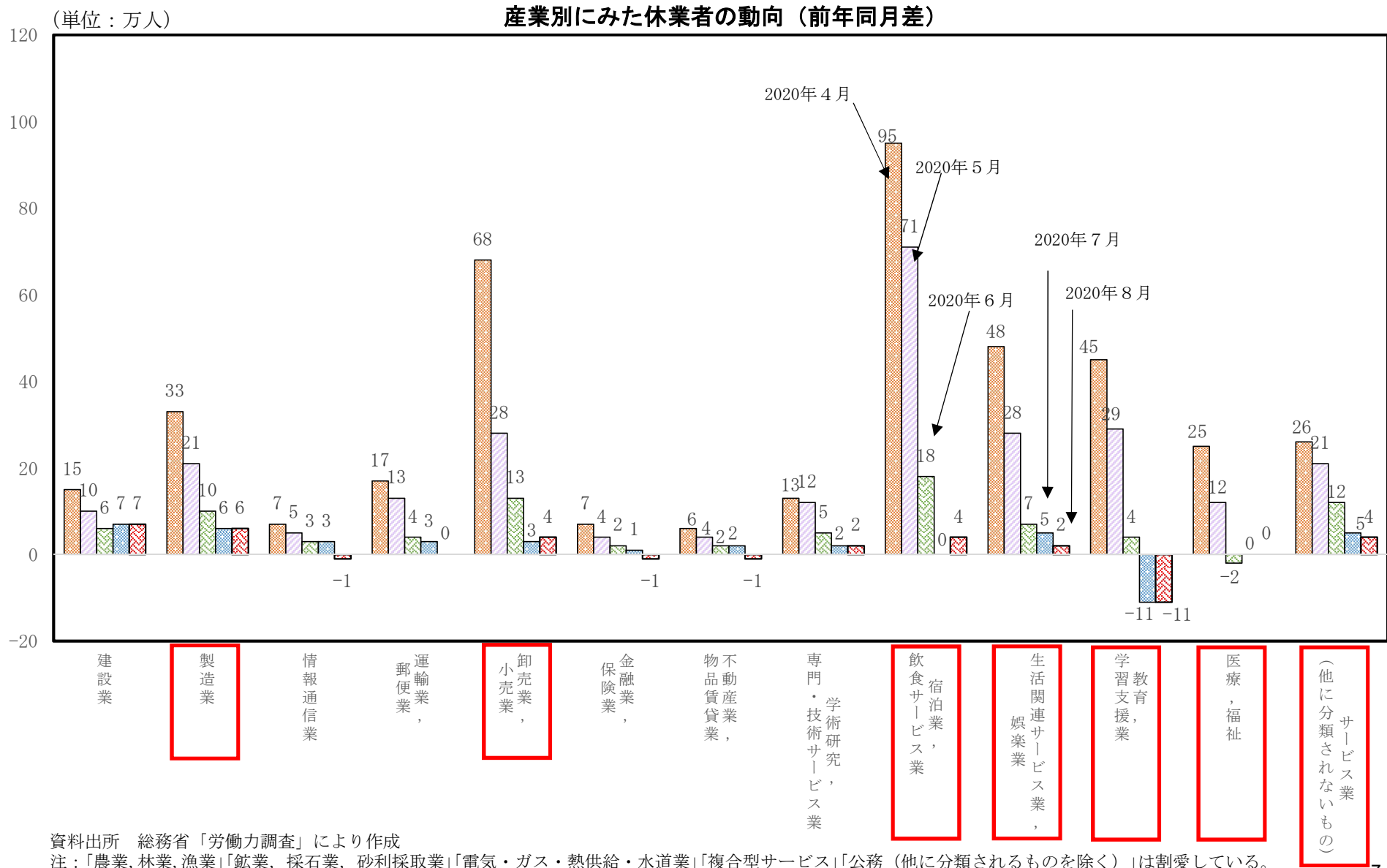
就業形態別でみた休業者の動向（前年同月差）



資料出所 総務省「労働力調査」により作成。
 注：実数については全て原数値。

足下の休業者の動向について（産業別）

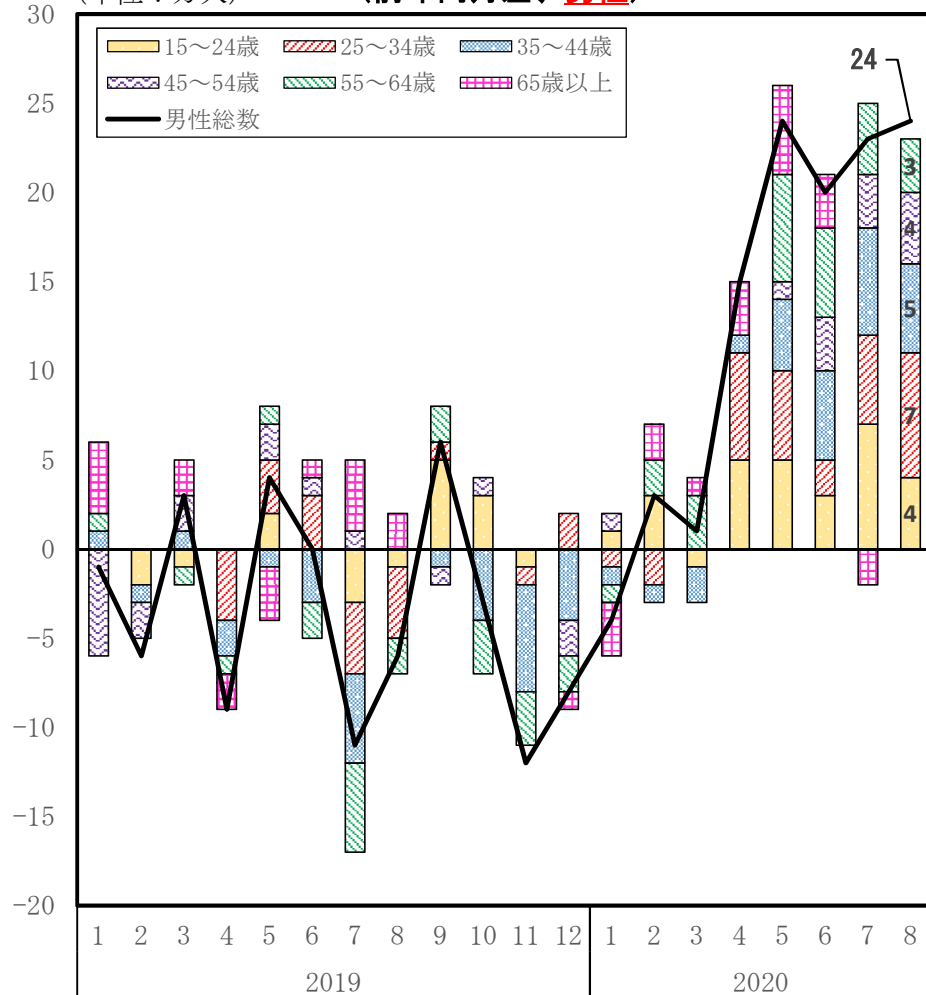
○ 産業別に休業者数をみると、「製造業」「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」「教育,学習支援業」「医療,福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」などが、5月以降、相対的に増加幅の縮小が大きい。



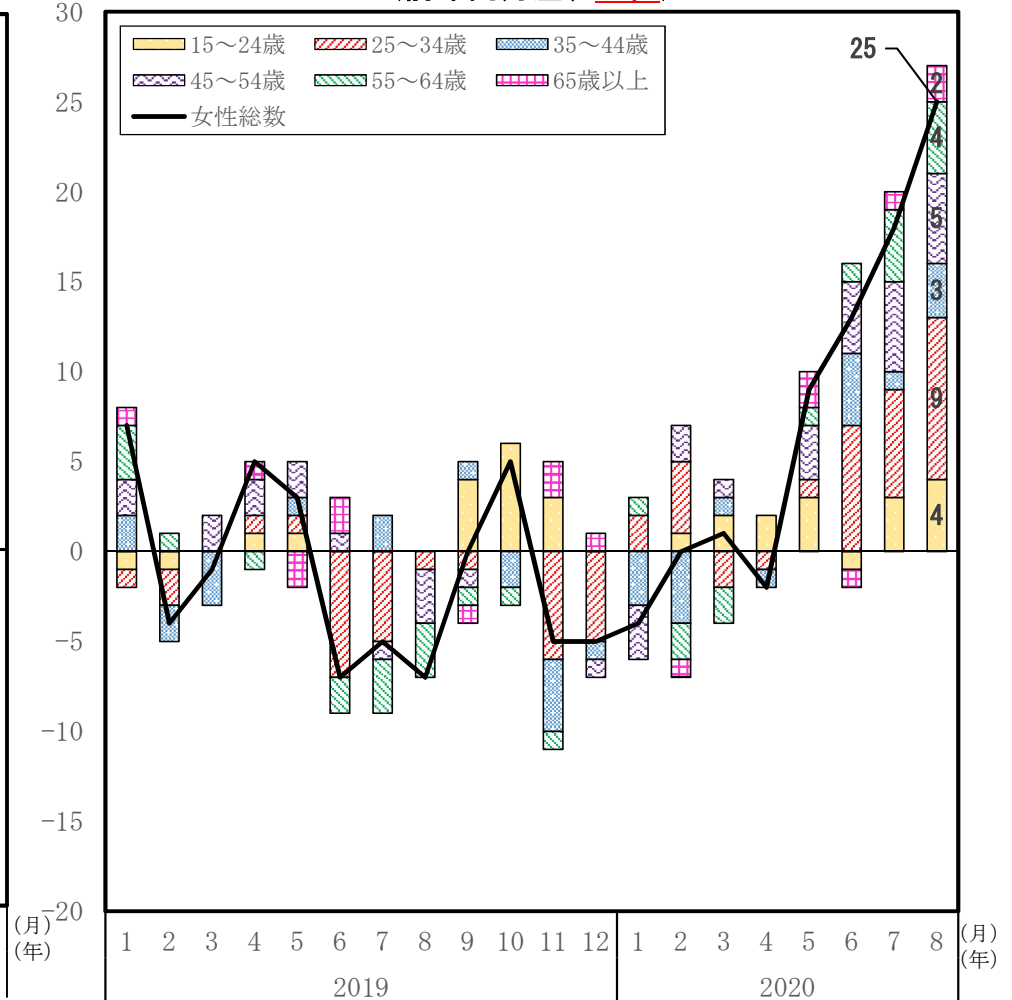
性別・年齢階級別にみた完全失業者数の動向

- 男性の完全失業者の前年同月差を年齢別にみると、「15～24歳」「35～44歳」「55～64歳」において増加幅が縮小したものの、「25～34歳」「45～54歳」において増加幅が拡大した。
- 女性の完全失業者の前年同月差を年齢別にみると、「45～54歳」「55～64歳」は横ばいであるものの、「15～24歳」「25～34歳」「35～44歳」「65歳以上」において増加幅が拡大した

性別・年齢階級別にみた完全失業者数
(単位：万人) (前年同月差、**男性**)



性別・年齢階級別にみた完全失業者数
(単位：万人) (前年同月差、**女性**)



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。

注：1) 値は全て原数値の前月差を示している。


2) 各年齢階級の前年差の合算値と合計値が合致しないが、各年齢階級の前年差を四捨五入している関係で生じる誤差の影響である。

新型コロナウイルス感染症の令和2年度新卒者の就職への影響とその対応について

- (株)リクルートの調査：**令和3年3月大卒求人倍率は「1.53倍」** ※前年の1.83倍から0.3ポイント低下
求人倍率が大幅に低下した平成22年3月卒（0.52ポイント低下）ほどではないものの、10年ぶりに0.3ポイント以上低下。
- (株)リクルートキャリアの調査：**令和3年3月大卒予定者の就職内定(内々定)率は「85.0%」**（9月1日時点）
直近3年間（令和2年～平成30年）の数値は下回っており（前年同期比で8.7ポイント低下）、平成29年3月卒の数値（86.6%）を若干下回る。 ※平成29年3月卒の最終就職内定率は95.5%。
- 厚生労働省の調査：**令和3年3月高卒求人倍率は「2.08倍」** ※前年の2.52倍から0.44ポイント低下
平成23年3月卒以来10年ぶりに求人倍率が前年を下回ったが、3年前の平成30年3月卒の求人倍率と同値。
※平成30年3月卒の最終就職内定率（文部科学省調査）は98.1%。
※リーマンショック時の求人倍率（平成22年3月卒）は0.71倍（前年同期比0.60ポイント低下）。

※ 大卒内定日：10月1日以降（例年通り）、高卒内定日：10月16日以降（例年より1ヶ月遅れ）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、特定の産業（全日空、日本航空、H I S、ユニバーサルスタジオジャパンなどの観光関連）において新卒採用を中断する動きもあり、特定の産業を志望していた学生等にとっては大きな影響を与えている。

- 
- ・ 大学等と連携し、新卒応援ハローワークの利用の更なる周知を図り、新卒応援ハローワークによる求人情報提供やマッチングに向けたきめ細かな就職支援に全力を挙げる。
 - ・ また、全国のハローワークにおいて、高卒求人の方々の更なる確保に努める。

（参考）

令和元年度新卒者の内定取消し人数：174人【104人】、このうち5割強は入職済み。

※H20卒(リーマンショック時)：2,143人、H22卒(東日本大震災時)：598人、H30卒：35人

※本年8月末時点。【 】内の数値は、うち主として新型コロナウイルス感染症の影響によると思われるもの。

2. 雇用調整助成金について

雇用調整助成金の拡充内容について

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主に対して、次の特例措置を実施するとともに、第2次補正予算で**助成額の上限引上げ、解雇等を行わない中小企業に対する助成率の引上げ**等を措置（12月31日まで適用）。

注）赤字部分が今般の追加拡充部分

	通常の扱い	特例 (4月1日から6月30日まで)	第2次補正予算での措置 (4月1日から 12月31日まで) ※
生産指標要件	◎最近3か月間の生産指標が前年同期に比べ10%以上減少	◎最近 1か月間 の生産指標が前年同期に比べて 5%以上減少 〔※上記の比較ができない場合は ①前々年同期との比較 ②計画届を提出する月の前々月からさかのぼった12月のうち適切な1か月と比較が可能〕	同左
対象労働者	◎雇用保険被保険者	◎ 雇用保険被保険者以外 の労働者を追加	同左
助成内容	◎1人1日当たり助成額の上限：8,370円	同左	◎1人1日当たり助成額の上限： 15,000円
	◎助成率 ●中小企業：2/3 ●大企業：1/2	◎助成率 ●中小企業： 4/5 ●大企業： 2/3 ◎解雇等行わない場合の助成率 ●中小企業： 9/10 〔・休業要請を受けて休業等一定要件を満たす場合、助成率100% ・休業手当支払率が60%超える場合、超える部分の助成率100%〕 ●大企業： 3/4	同左 ◎解雇等を行わない場合の助成率 ●中小企業： 10/10 ●大企業：同左
	◎教育訓練の加算額：1,200円	●中小企業： 2,400円 ●大企業： 1,800円	同左

※ 上限引上げ、助成率引上げは、4月1日以降を含む賃金締切期間中の休業に遡って適用

雇用調整助成金の支給状況について

- 雇用調整助成金については、申請手続きの大幅な簡素化、審査体制の拡充等により、支給迅速化を図っている。
- 現在、申請から概ね**2週間以内に支給決定**している。

1. 支給実績

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～6/5	－	118,668	－	60,342	－	325
6/6～6/12	46,011	164,679	32,274	92,616	238	564
6/13～6/19	52,019	216,698	39,682	132,298	360	923
6/20～6/26	64,768	281,466	47,154	179,452	439	1,363
6/27～7/3	79,719	361,185	53,079	232,531	447	1,810
7/4～7/10	82,748	443,933	74,471	307,002	756	2,566
7/11～7/17	79,556	523,489	84,822	391,824	938	3,504
7/18～7/24	48,647	572,136	65,975	457,799	732	4,236
7/25～7/31	90,111	662,247	90,663	548,462	1,616	5,852
8/1～8/7	80,310	742,557	82,625	631,087	1,548	7,400
8/8～8/14	64,697	807,254	65,038	696,125	1,216	8,615
8/15～8/21	77,609	884,863	81,508	777,633	1,326	9,941
8/22～8/28	124,001	1,008,864	88,599	866,232	973	10,915
8/29～9/4	110,022	1,118,886	91,983	958,215	1,446	12,360
9/5～9/11	79,240	1,198,126	100,363	1,058,578	1,086	13,446
9/12～9/18	77,094	1,275,220	94,096	1,152,674	1,037.2	14,483
9/19～9/25	52,559	1,327,779	55,337	1,208,011	782.5	15,266
9/26～10/2	131,395	1,459,174	92,635	1,300,646	1,147.9	16,413

2. 迅速化に向けた取組

- 申請手続きの大幅な簡素化
 - ✓ 申請書類の簡素化（**記載事項を5割削減**、添付書類の削減）【4/10】
 - ✓ 小規模事業主について以下の簡素化を実施【5/19】
 - ・ **申請手続きの簡略化**（「実際に支払った休業手当額」を基に申請可能）、**申請様式を半減**（6種類→3種類）
 - 審査体制の拡充
 - ✓ 都道府県労働局全体の応援態勢で最大8,650人のマンパワーを確保予定
 - ✓ 全国社労士会と連携して「専門コールセンター」を設置（専門的・詳細な質問等に対応）【5/18】
- ※支給決定額は週単位の報告のみ

3. 新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

2 支援金額の算定方法

$\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\% \times (\text{各月の日数 (30日又は31日)} - \text{就労した又は労働者の事情で休んだ日数})$

① 1日あたり支給額（11,000円が上限）

② 休業実績

3 手続内容

- ① 申請方法： 郵送（オンライン申請も準備中）
（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）
- ② 必要書類： (i) 申請書、(ii) 支給要件確認書※
(iii) 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、
※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。
※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）。

4 実施体制等

- 都道府県労働局において集中処理
- 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給実績（速報値）

期間（週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～7/16	4,134	4,134	0	0	0	0
7/17～7/23	12,760	16,894	817	817	1.0	1.0
7/24～7/30	19,636	36,530	2,830	3,647	3.2	4.2
7/31～8/6	23,057	59,587	10,811	14,458	9.5	13.7
8/7～8/13	27,367	86,954	12,601	27,059	10.4	24.1
8/14～8/20	33,784	120,738	18,207	45,266	15.2	39.3
8/21～8/27	44,763	165,501	22,854	68,120	19.1	58.4
8/28～9/3	50,847	216,348	24,285	92,405	19.1	77.5
9/4～9/10	49,522	265,870	29,265	121,670	23.0	100.5
9/11～9/17	55,057	320,927	33,810	155,480	25.6	126.1
9/18～9/24	50,617	371,544	21,578	177,058	16.0	142.1
(9/25～10/1)	(84,671)	(456,215)	34,892	211,950	25.6	167.7
(10/2～)	-	-	(8,251)	(220,201)	(6.4)	(174.0)

※ 支給申請件数は9月30日までの速報値。支給決定件数は10月2日までの速報値。

4. 育児、介護について

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

令和2年度第1次補正予算 1,673億円（一般会計:408億円 労働保険特別会計雇用勘定: 1,265億円）

令和2年度第2次補正予算 46億円（一般会計: 28億円 労働保険特別会計雇用勘定: 18億円）

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給するもの。

また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をする。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
※ 1日当たり8,330円（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）を支給上限
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、
1日当たり4,100円（令和2年4月1日以降の日については7,500円）（定額）

●適用日：令和2年2月27日～12月31日の間に取得した休暇

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業と別に**介護のための有給の休暇（所定労働日で20日以上）**を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて**社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主**を支援

支給額

労働者1人あたり

合計5日以上10日未満 **20万円**

合計10日以上 **35万円**

✓ 1事業主あたり5人まで支給

介護休業の法定日数（93日）
を取得しきった場合も安心



支給要件

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇（所定労働日で20日以上）**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が①の休暇を**合計5日以上取得**すること

* 法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度

* 日数については所定労働日ベース

* 支給対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日

* 有給の休暇制度整備及び社内周知は、休暇取得後であっても申請までの実施で可



この特例措置の要件を満たし、さらに、対象労働者について「介護支援プラン」を策定した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

5. テレワークについて

テレワークの推進

テレワークとは

- ICT（情報通信技術）を活用し、**時間と場所を有効に活用**できる柔軟な働き方。
- 働く方の性別や年齢、居住する場所等にかかわらず、様々な方の多様な生活スタイルに応じた働き方を可能とする。

※テレワークとは「tele=離れたところで」と「work=働く」をあわせた造語

<就業場所による分類>

- ① 自宅で仕事を行う**在宅勤務**、② 出張時の移動中などに公共交通機関内やカフェ等で仕事を行う**モバイル勤務**、③ 共同のワークスペースなどを利用して仕事を行う**サテライトオフィス勤務**の3形態に分類

<就労形態による分類>

企業等に雇用されている**雇用型テレワーク**と、個人事業主のような形態の**自営型テレワーク**に分類

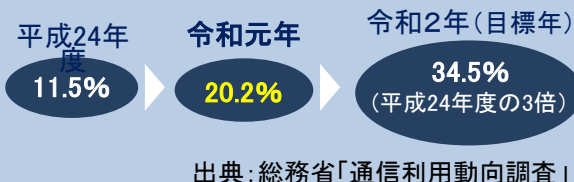
政府目標と現状

- 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）で政府目標を提示

政府目標①

令和2年までに
**テレワーク
導入企業を
平成24年度比で3
倍**

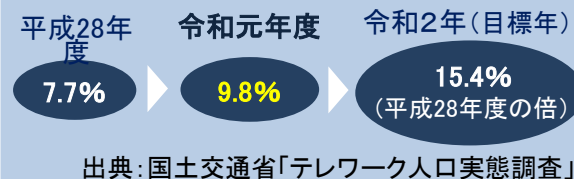
<テレワーク導入企業の割合>



政府目標②

令和2年までに
**テレワーク制度等に
基づく雇用型
テレワーカーの割合を
平成28年度比で倍増**

<制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合>



関係府省による連携

- テレワークは総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省の四省で連携して推進を図っている。
- 平成28年度より、4省副大臣による関係府省連絡会議を開催、連携の強化を図っている。

総務省（幹事省）

情報通信政策
テレワーク推進に資する高度情報通信基盤の整備及び利活用促進

厚生労働省

労働政策
適正な労働条件下における良質なテレワークの普及促進

国土交通省

国土交通政策
都市部への人口・機能の過度の集中による弊害の解消と地域活性化等

経済産業省

産業政策
テレワークに係る産業振興

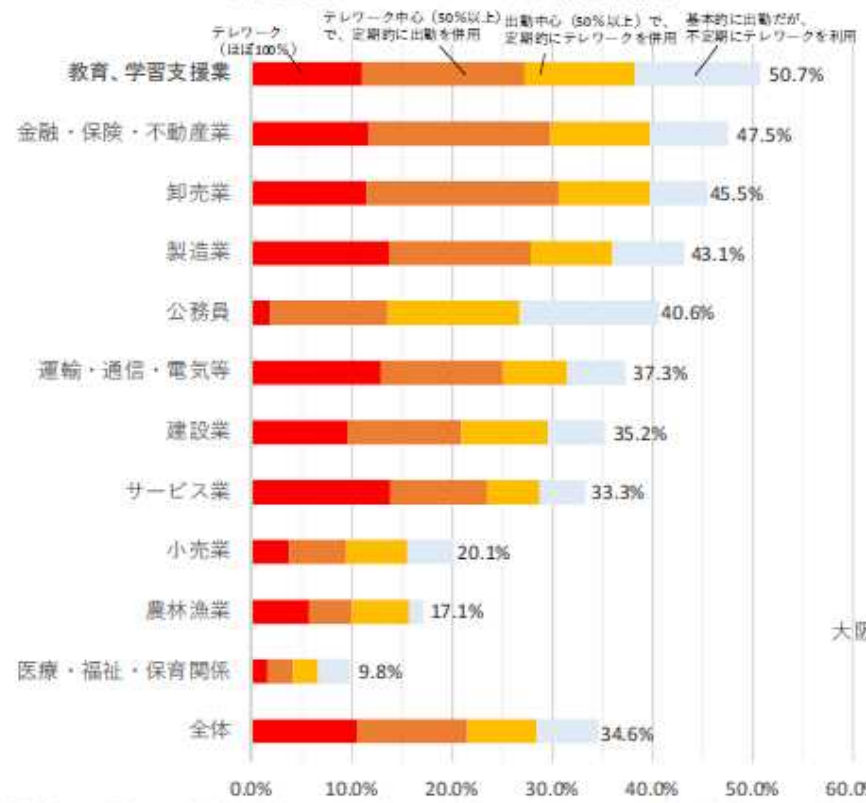
2. (就業者) 経験した働き方とテレワークの実施状況

○テレワークの実施率は業種別、雇用形態別、地域別で大きく異なる。

質問 今回の感染症の影響下において、経験した働き方を全て回答してください。

回答者割合	テレワーク (ほぼ100%)	テレワーク中心 (50%以上)	定期的にテレワーク (出勤中心: 50%以上)	基本的に出勤 (不定期にテレワーク)	週4日、週3日などの勤務日制限	時差出勤やフレックスタイムによる勤務	特別休暇取得などによる勤務時間縮減	その他	いずれも実施していない
全体	10.5%	11.0%	6.9%	6.1%	11.2%	9.3%	12.6%	3.5%	41.0%

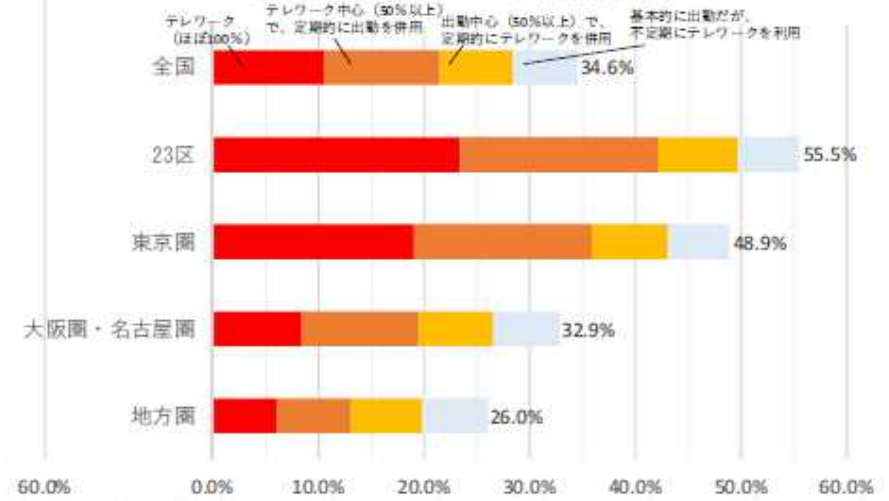
業種別 テレワーク実施状況



雇用形態別 テレワーク実施状況



地域別 テレワーク実施状況



(備考) ・東京圏: 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
 ・大阪圏: 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
 ・名古屋圏: 愛知県、三重県、岐阜県
 ・地方圏: 三大都市圏以外の北海道と36県

令和2年度 雇用型テレワーク普及促進のための施策概要

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のため、テレワークガイドラインを活用した企業等の導入支援を行うとともに、引き続き、先進企業の表彰等を通じた気運の醸成を実施する。

1. 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入支援

テレワークガイドラインの周知啓発

○平成29年度に刷新したテレワークガイドラインについて、一層の活用を図るため周知啓発を実施。

テレワーク相談センターの設置・運営

○東京に相談センターを設置、専門の相談員により、企業等へのテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
○企業に対する訪問コンサルティングを実施。

働き方改革推進支援助成金(テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

○新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。

国家戦略特別区域における導入支援

○国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した導入支援を実施。

2. テレワーク普及にかかる気運の醸成

企業向けセミナーの開催

○総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

○総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。

テレワークモデル就業規則の作成

○テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

労働者向けイベントの開催

○労働者に対して直接、テレワークのメリットを訴えるためのイベントを開催し、その認知度を向上させる。

テレワーク宣言応援事業

○新たにテレワークに取組む企業において、企業トップによるテレワーク宣言を実施し、テレワーク活用の取組を周知し、他社への導入を促す。

テレワークの労務管理に関する総合的な実態調査研究

○テレワークを導入するに当たっての課題等を分析するため、ヒアリングやアンケート調査を実施する。

情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン〈概要〉

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受け、平成30年2月に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定(「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改定)
- 雇用型テレワークについて、長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方などを整理、在宅勤務以外の形態(モバイル・サテライト)についても対応。

○ 労働基準関係法令の適用

テレワークを行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用。

○ 労働基準法の適用に関する留意点

労働条件の明示	労働者がテレワークを行うことを予定している場合も、テレワークを行うことが可能である勤務場所を明示することが望ましい。
労働時間制度の適用と留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間の適正な把握 使用者はテレワークを行う労働者の労働時間についても適正に把握する責務を有する。 ・ いわゆる中抜け時間 労働者が労働から離れ、自由利用が保障されている場合、休憩時間や時間単位の年次有給休暇として取扱うことが可能。 ・ 通勤時間や出張旅行中の移動時間中のテレワーク 使用者の明示又は黙示の指揮命令下で行われるものは労働時間に該当する。 ・ 勤務時間の一部をテレワークする際の移動時間等 使用者が移動することを労働者に命ずることなく、単に労働者自らの都合により就業場所間を移動し、自由利用が保障されている場合は、労働時間に該当しない。 ・ フレックスタイム制 テレワークもフレックスタイム制を活用可能。あくまで始業・終業の時刻を労働者に委ねる制度のため、労働時間の把握が必要。
通常の労働時間制度	
事業場外みなし労働時間制	<p>使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難なときは、事業場外みなし労働時間制が適用。</p> <p>具体的には、①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと が必要。</p> <p>労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、実態に合ったみなし時間となっているか確認し、実態に合わせて労使協定を見直すこと等が適当。</p>
裁量労働制	<p>裁量労働制の要件を満たし、制度の対象となる労働者についても、テレワークを活用可能。</p> <p>労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、労働者の裁量が失われていないか等を労使で確認し、結果に応じて、業務量等を見直すことが適当。</p>
休憩時間	労使協定により休憩時間の一斉付与の原則を適用除外可能。

時間外・休日労働の労働時間管理

法定労働時間を超える場合には、割増賃金の支払い等が必要となることから、労働時間の状況の適切な把握に努め、必要に応じて労働時間や業務内容等について見直すことが望ましい。

○ 長時間労働対策

長時間労働等を防ぐ手法として、①メール送付の抑制、②システムへのアクセス制限、③テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、④長時間労働等を行う者への注意喚起 等の手法を推奨。

○ 労働安全衛生法の適用及び留意点

安全衛生関係法令の適用	過重労働対策やメンタルヘルス対策等により、テレワークを行う労働者の健康確保を図ることが重要。
作業環境整備	テレワークを行う作業場が自宅等である場合には、情報機器ガイドライン等の衛生基準と同等の作業環境とすることが望ましい。

○ 労働災害の補償に関する留意点

テレワーク勤務における災害は労災保険給付の対象となる。

○ その他テレワークを適切に導入及び実施するに当たっての留意点等

労使双方の共通の認識	あらかじめ導入の目的、対象となる業務、労働者の範囲、テレワークの方法等について、労使で十分協議することが望ましい。テレワークを行うか否かは労働者の意思によるべき。
円滑な遂行	業務の内容や遂行方法を明確にしておくことが望ましい。
業績評価等	業績評価等について、評価者や労働者が懸念を抱くことのないように、評価制度、賃金制度を明確にすることが望ましい。
費用負担	テレワークを行うことによって生じる費用について労使のどちらが負担するか等を、あらかじめ労使間で十分に話し合い、就業規則等に定めておくことが望ましい。
社内教育	労働者が能力開発等において不安に感じることを無いう、社内教育等の充実を図ることが望ましい。
労働者の自律	労働者も自律的に業務を遂行することが求められる。

これからのテレワークでの働き方に関する検討会

1. 目的

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されることとなった。今回の経験からは、働き方の観点から、テレワークの際の労働時間管理の在り方や社内コミュニケーションの不足への対応など、様々な検討課題も見えてきているところである。

このため、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを進めていくことができるよう、適切な労務管理を含め、必要な環境整備に向けた検討を進めるため、「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」を開催する。

2. 検討項目

- (1) テレワークを行う上での課題について
- (2) 当該課題に対する対応方針の検討について

3. 構成員

風神 佐知子	慶應義塾大学商学部准教授
川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
小西 康之	明治大学法学部教授
小豆川 裕子	日本テレワーク学会副会長
竹田 陽子	東京都立大学経済経営学部教授
萩原 牧子	リクルートワークス研究所 調査設計・解析センター長
濱口 桂一郎	労働政策研究・研修機構労働政策研究所長
◎ 守島 基博	学習院大学経済学部経営学科教授・一橋大学名誉教授

※◎は座長

※ 会議の庶務は、労働基準局及び政策統括官付政策統括室の協力を得て、雇用環境・均等局において処理する。

6. 妊娠中の女性労働者について

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について ～男女雇用機会均等法に基づく指針(告示)を改正～

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、妊娠中の女性労働者は、職場における作業内容等によって、新型コロナウイルスの感染に大きな不安を抱える場合があります、その心理的なストレスが母体・胎児の健康保持に影響を与えるおそれがある。
- 母と子という「2つの生命」を守るという観点、そして少子化対策としても、妊娠中の女性労働者が、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境を整備することが重要。
- このため、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、妊娠中の女性労働者の母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定。

母性健康管理措置とは

- 妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、母子保健法の保健指導・健康診査(妊婦健診等)の際に医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置(通勤緩和、休憩、症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等))を講じることが事業主に義務付けられている。(男女雇用機会均等法第13条)

新型コロナウイルス感染症に関する措置(令和3年1月31日まで)

- 事業主は、令和3年1月31日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)等の必要な措置を講ずるものとする。

適用期間

令和2年5月7日から令和3年1月31日(※)まで

(※) 新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設

令和2年度第二次補正予算：90億円（一般会計：4.3億円、労働保険特別会計雇用勘定：86億円）

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るとともに、妊娠中の女性労働者への感染拡大の防止を図る。

●支給対象となる事業主

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主

※有給の休暇制度整備及び社内周知は、休暇取得後であっても申請までの実施で可。

●対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者

●支給額

- 対象労働者1人当たり 計5日以上20日未満：25万円、以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）
※ 1事業所当たり人数上限：20人まで

●対象期間等

- 令和2年5月7日～12月31日（※）
※ 上記の期限までに有給の休暇制度の整備・社内周知を行った場合は、令和3年1月31日（注）までに取得した休暇も対象。
注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間
- 雇用保険被保険者に対しては、労働保険特別会計から支給、それ以外は一般会計から支給。

7. 職場における新型コロナウイルス 感染症防止対策について

厚生労働省 職場における感染防止

業種別ガイドライン等の実施とも相まってすべての職場で働く方々の感染予防・健康管理の徹底が図られるよう、労使団体に協力依頼（8月7日）

※ 関係省庁との連携により、約2,200の団体等に要請文を发出

協力依頼内容のポイント

① 労務管理の基本的姿勢

- 「新しい生活様式の実践例」(5/4新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)等の労働者への周知
- 各種支援措置(経費助成・相談支援等)も活用したテレワークの取組の推進
- 新型コロナウイルス 接触確認アプリ(COCONA)の登録勧奨 等

② 職場における感染予防対策の徹底

- 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用(※1)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る職場における集団感染につながったと考えられる事例」の活用 等

③ 配慮が必要な労働者等への対応

- 高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者等へのテレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮 等

④ 陽性者等が発生した場合の対応

- 新型コロナウイルスの陽性者等の発生に備えた職場における対応ルールの作成(※2)
- 労働者が業務により感染したものと考えられる場合の労働者への労災保険請求の勧奨 等

※1 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(概要)

以下のような項目(全91項目)についてのチェックリストにより各事業場における自主点検を勧奨

- ・ 職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している
- ・ テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている
- ・ 物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している
- ・ 社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている

※2 「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)」(概要)

- ・ 事業者への報告に関する事 : 検査結果を速やかに所属長に報告する、健康情報の取扱いは必要最小限の関係者に限る 等
- ・ 保健所との連携に関する事 : 濃厚接触者の自宅待機など保健所の指示に従う、勤務状況・座席表等を準備しておく 等
- ・ 消毒が必要になった場合の対応 : 清掃・消毒を行う者は手袋・マスク・ゴーグル等の保護具を着用する 等

新型コロナウイルス感染症に関する労災補償について

労災補償の考え方

新型コロナウイルス感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性等にかんがみた適切な対応が必要
⇒ 当分の間、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、労災保険給付の対象とする。

具体的な取扱い

1 国内の場合

(1) 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合
⇒ 業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則、労災保険給付の対象

(2) 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合
⇒ 労災保険給付の対象

(3) 医療従事者等以外の労働者であって上記(2)以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染した場合

ア 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

イ 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

⇒ 業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを個々の事案に即して適切に判断

（※新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断）

2 国外の場合（海外出張労働者）

海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合
⇒ 出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを個々の事案に即して判断

労災請求等の状況

労災請求 : 1,398件 (16件) 支給決定 : 735件 (8件)

※ 令和2年10月6日 18時現在。()内は死亡に係る件数で、内数。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。 【アクセス件数実績(令和元年度)：約1,103万件】

職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援・助成制度
- 統計情報
- 関係行政機関の情報 等

メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談窓口の設置

「こころの耳メール相談」(平成26年7月～)

- 相談実績(令和元年度)：7,563件

「こころの耳SNS相談」(令和2年6月～)

- 受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00
(祝日、年末年始を除く)

令和2年度
新規

「こころの耳電話相談」(平成27年9月～)

※平成28年10月に
「こころほっとライン」から改称

- 専用ダイヤル：0120-565-455
- 受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00
(祝日、年末年始を除く)
- 相談実績(令和元年度)：6,460件
- 回線数を6割増加(令和2年5月)

令和2年度
拡充

(参考)新型コロナウイルス感染症に関する相談状況(令和2年4月～7月)

「こころの耳メール相談」

○相談実績 510件(全体2,396件のうち21.3%)

主な相談内容

- コロナ対応による不安・不満
→職場で緊張感が続く。業務が溜まることが不安。
→コロナの影響で業務が増えてしんどい。
- 在宅勤務による不安・不満
→在宅勤務で意思疎通がとりにくくストレス。孤立感が強い。
→同じ部署で在宅勤務できる人とできない人がいて不満。
- 収入面の不安
→コロナで収入が減ってしまい不安。

「こころの耳電話相談」

- コロナに感染することへの不安
→接客業で自分も感染するのではと不安。
→自分が感染し、会社に迷惑をかけないか不安。
- マスク不足による困惑
→就業時のマスク着用を指示されているが、手持ちのマスクがない。
- メンタル不調の悪化
→元々メンタル不調があるが、コロナで不安が増幅している。
- 退職・求職活動の不安
→退職勧奨を受けたが、コロナの影響で再就職先が見つからず不安。

「こころの耳SNS相談」

○相談実績 116件(全体841件のうち13.8%)

不安・悩みに寄り添い傾聴し、相談者の自己理解や問題解決に向けた対応を促すほか、必要に応じて適切な窓口をご案内。



令和 2 年度 厚生労働省補正予算（案）の概要

追加額 1兆6,371億円
 （うち労働保険特別会計 9,101億円）

第 1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 6,695億円

- (1) 病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設 1,490億円
 - 人工呼吸器の確保 265億円
 - 重症者増加に備えた人材確保等 4.3億円
 - 国立病院機構・地域医療機能推進機構における医療提供体制の整備 65億円
 - 感染拡大防止のための歯科医療提供体制の整備 0.5億円
 - 新型コロナウイルス感染症患者等への支援 188億円
 - 情報収集・分析体制の整備 17億円
- (2) 治療薬・ワクチンの研究開発
- ワクチン・治療法の開発促進等 275億円
 - 国際連携の強化 161億円
- (3) マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策
- マスク、消毒用エタノール等の物資の確保 1,838億円
 - 福祉施設における感染症拡大防止策 272億円
 - 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 1,673億円
 - 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等 123億円
- (4) 水際対策の強化、検査体制の確保等
- 検疫所における検疫・検査体制の強化 42億円
 - 検査体制の確保 49億円
 - クラスタ発生地域への専門家派遣 4.3億円

- (5) 情報発信機能の強化と福祉サービスの確保
 - 外国人患者等への対応強化 7. 3 億円
 - 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実 3 5 億円
 - 福祉サービス提供体制の確保 1 5 7 億円

第2 雇用の維持と事業の継続 9, 6 2 7 億円

- (1) 雇用の維持、就職支援等
 - 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大 8, 3 3 0 億円
 - 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等 1 5 6 億円
 - 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化 3. 7 億円
 - 特別休暇制度の導入支援 3. 2 億円
 - 感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備 5. 0 億円
- (2) 生活の支援
 - 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援 3 6 5 億円
 - 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 3 5 9 億円
 - 住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充 2 7 億円
 - 未払賃金立替払の迅速・確実な実施 2 7 億円
 - 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化 1 8 億円
- (3) 事業の継続支援
 - 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等 2 9 4 億円
 - 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 4 1 億円

第3 強靱な経済構造の構築 5 4 億円

- 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 3 0 億円
- 中小企業等におけるテレワーク導入支援 1 0 億円
- 介護支援専門員研修等オンライン化等事業 4. 6 億円
- 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報・ICT化支援 4. 0 億円
- 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援 5. 1 億円

第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

6, 695億円

(1) 病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設 1, 490億円

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するための新たな交付金を創設し、受入病床の確保、応援医師等の派遣、軽症者の療養体制の確保など、以下の事業を都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施できるようにする。

- ・ 入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援
- ・ 入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・ 重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・ 医師が感染した場合の代替医師の確保
- ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関の再開等支援
- ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・ 軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・ 帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・ 都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・ 地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

等

○ 人工呼吸器の確保 265億円

新型コロナウイルス感染症による重症患者の治療に用いる人工呼吸器について、メーカー等に増産や輸入拡大を要請するとともに、国において必要な量を確保する。

○ 重症者増加に備えた人材確保等 4.3億円

今後の重症患者の増加に備え、体外式膜型人工肺（ECMO）などの医療機器を正しく扱える知識を持った医師、看護師、臨床工学技士等を養成する。また、こうした人材を全国から募集し、必要とする医療機関へのマッチング、派遣を行う体制の整備を行う。

○ 国立病院機構・地域医療機能推進機構における医療提供体制の整備 65億円

感染症病床を有する病院等における対応能力を強化するため、簡易陰圧装置、陰圧キャ

リングベッド等の設備整備を支援する。

○ **感染拡大防止のための歯科医療提供体制の整備** **0.5億円**

新型コロナウイルスの感染リスクが高い歯科治療が必要な患者の診療を行う病院歯科等に対し、院内感染対策に必要な歯科用吸引装置（口腔外バキューム）の設備整備を支援する。

○ **新型コロナウイルス感染症患者等への支援** **188億円**

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費について、公費により負担する。また、電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する。

○ **情報収集・分析体制の整備** **17億円**

医療機関から患者の受入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集する情報基盤の整備を行う。また、各自治体において把握される、感染者やその接触者等に関する疫学情報を迅速かつ正確に収集・分析するための体制整備を行う。

※ あわせて、診療報酬において、感染防止に留意した医療機関の対応等を特例的に評価

(2) 治療薬・ワクチンの研究開発

○ **ワクチン・治療薬の開発促進等** **275億円**

新たな国内発ワクチンの開発を促進するとともに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討、新型コロナウイルスに関連した消毒・換気等環境管理に関する研究を支援する。また、新型コロナウイルス感染症の治療薬の候補である薬の購入を行う。

さらに、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築に必要な支援を行う。

○ **国際連携の強化** **161億円**

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）及び Gavi ワクチンアライアンスに対し、ワクチン開発・製造・供給のための拠出を行う。

(3) マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策

○ **マスク、消毒用エタノール等の物資の確保** **1,838億円**

品薄で確保が困難となっているサージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒用エタノール等を国で買い上げ、必要な医療機関等に優先配布を行うとともに、必要に応じて備蓄を行う。

再利用可能な布製マスクや医療用以外の使い捨てマスクを買い上げ、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等に配布するとともに、妊婦に布製マスクを配布する。

また、再利用可能な布製マスクを買い上げ、全世帯を対象として1住所当たり2枚ずつ配布する。

○ 福祉施設における感染症拡大防止策 272億円

高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、都道府県等が施設等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用を補助する。

※ 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業等における感染症拡大防止策については、内閣府に計上

※ 高齢者福祉施設における都道府県が施設等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、簡易陰圧装置・換気設備の設置支援、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発については、既存予算を活用して実施する。

○ 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 1,673億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給する。

また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事をできなくなった場合にも支援する。

○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等 123億円

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた利用者負担等について支援する。

※ 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業の体制強化等については、内閣府に計上

(4) 水際対策の強化、検査体制の確保等

○ 検疫所における検疫・検査体制の強化 42億円

検疫による水際対策を適切に実施するため、検疫官の応援体制を確保するとともに、PCR検査機器の配備等を行い、検疫及び検査体制の強化を行う。

○ **検査体制の確保** 49億円

PCR検査等に係る地方衛生研究所における検査費及び保険適用された検査の自己負担分、新型コロナウイルス感染症の発生動向調査等に要する経費を支援する。

○ **クラスター発生地域への専門家派遣** 4.3億円

クラスター（集団）が発生した地域において感染拡大を防止するために、都道府県に専門家を派遣し、技術的支援を行う。

(5) 情報発信機能の強化と福祉サービスの確保

○ **外国人患者等への対応強化** 7.3億円

外国人の相談・診療が適切に行えるよう、帰国者・接触者外来設置医療機関等に対して電話医療通訳サービスの提供等を行う。

また、行政機関や保健所への相談、病院への受診の際に、聴覚障害者が遠隔手話サービス（タブレットやスマートフォンを通じて、遠隔で手話通訳を行うことができるサービス）を利用できる体制の整備等を支援する。

○ **新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実** 35億円

新型コロナウイルス感染症に関する国民の不安や疑問に対応するためのコールセンターを設置する。また、広報については対策の周知だけでなく、より具体的な施策の活用方法を国民等に分かりやすく提供したり、海外に向けて積極的に情報発信を行うなどして、広報の充実を図る。また、心のケアを実施するために精神保健福祉センターや保健所への支援を行う。

○ **福祉サービス提供体制の確保** 157億円

社会福祉施設等で働く介護職員、保育士等の職員が新型コロナウイルスの感染等により出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、サービス提供を維持する。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休業要請を受けた通所介護サービス事業者、通所障害福祉サービス事業者等に対して、代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費を支援するとともに、在宅生活を強いられている障害者等に対する緊急的な相談受付等を行う。

※ 「第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」では、感染症対策（感染症病床の整備の支援等）、感染症に係る医療費の国庫負担等、検疫所における水際対策の強化などについて、既存予算を活用して実施する。

(1) 雇用の維持、就職支援等**○ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大 8,330億円**

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、4月1日から6月30日まで全国において助成率を引き上げる（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4）とともに、非正規雇用の方も含めた支援を実施する。

○ 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等 156億円

新卒応援ハローワークにおいて、内定取消しにあった学生等への相談、就職あっせん及び事業所への個別求人開拓等の支援を強化する。

また、非正規雇用で働いていた方をはじめとする求職者の就職を支援するため、求職者支援訓練等を拡充する。

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター等を拡充・配置し、就職支援を強化するとともに、住居・生活支援に関する窓口を設置し、生活困窮状態に陥る可能性がある方に対する相談等を行う。

○ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化 3.7億円

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

○ 特別休暇制度の導入支援 3.2億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対し助成金により支援する。

○ 感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備 5.0億円

新型コロナウイルスの感染拡大及び労働災害の防止の観点から、社会福祉施設、飲食店等の、利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化、IT化等に係る経費を補助し、高年齢労働者の職場環境を整備する。

(2) 生活の支援**○ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援 365億円**

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、介護保険等の保険料の減免を行った市町村等に財政支援を行う。

○ **個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施** **359億円**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、緊急の貸付等を実施する。

○ **住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充** **27億円**

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、支給対象の見直しを行い、支援を拡充する。

○ **未払賃金立替払の迅速・確実な実施** **27億円**

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資の増額等を行う。

○ **生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化** **18億円**

雇用調整助成金の特例措置の拡大、小学校等休業に伴う保護者の休暇取得支援の支援策や解雇・雇止め、休業等の労働問題について、相談体制の強化を図る。また、様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」を強化する。

さらに、自殺リスクの高まりに発展しかねない状況を踏まえ、生きることの包括的支援のため、SNS相談等の体制の充実等を図る。

(3) 事業の継続支援

○ **生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等** **294億円**

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による無利子・無担保の貸付を行う。

また、生活衛生関係営業者の専門相談窓口の開設や地域相談会の開催等により、伴走型の支援体制を構築するとともに、生活衛生関係営業者が、講ずべき衛生措置をガイドライン等として取りまとめ、事業者へ周知する。

○ **医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充** **41億円**

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを強力に支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充を行う。

第3 強靱な経済構造の構築

54億円

○ 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 30億円

海外依存度の高い原薬等を国内製造しようとする製薬企業等に対し、製造所の生産設備に係る費用を補助する。

○ 中小企業等におけるテレワーク導入支援 10億円

テレワークを新規で導入する中小企業等に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金により支援する。

○ 介護支援専門員研修等オンライン化等事業 4.6億円

介護支援専門員及び特別養護老人ホーム等のユニットケア施設の職員(ユニットリーダー、施設管理者)が在宅等においても研修の受講の促進が図れるような通信教材を喫緊に作成する。

○ 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報・ICT化支援 4.0億円

新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、通いの場に通える機会が減った高齢者に対して、居宅においても健康を維持できるよう、高齢者が健康を維持するための必要な情報(運動、社会交流等)について、広報を行うとともに、散歩支援機能等の運動管理ツール、高齢者用スマホ等を用いたコミュニケーション、ポイント等の機能を有するアプリ等によって通いの場機能を補強する。

○ 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援 5.1億円

障害福祉分野において、感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進し、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入を支援する。

※ 介護分野においては、既存予算を活用して更なるICT・ロボット等の導入支援を実施し、感染拡大の防止と生産性向上による介護職員の業務負担の軽減を図る。

項目	担当部署課室名
第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療の開発	
(1) 病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備	
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設	医政局地域医療計画課（内4130、2597） 医政局医療経営支援課（内2671） 医政局総務課医療国際展開推進室（内4108） 健康局結核感染症課（内2382） 健康局総務課指導調査室（内2322）
○ 人工呼吸器の確保	医政局医療経営支援課（内4186） 健康局結核感染症課（内2382）
○ 重症者増加に備えた人材確保等	医政局地域医療計画課（内2556、4130）
○ 国立病院機構・地域医療機能推進機構における医療提供体制の整備	医政局医療経営支援課（内2633、2638）
○ 感染拡大防止のための歯科医療提供体制の整備	医政局歯科保健課（内2583）
○ 新型コロナウイルス感染症患者等への支援	健康局結核感染症課（内2382） 医薬・生活衛生局総務課（内4213）
○ 情報収集・分析体制の整備	健康局結核感染症課（内2036）
(2) 治療薬・ワクチンの研究開発	
○ ワクチン・治療法の開発促進等	大臣官房厚生科学課（内3809） 健康局結核感染症課（内2097）
○ 国際連携の強化	大臣官房国際課（内7285）
(3) マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策	
○ マスク、消毒用エタノール等の物資の確保	医政局経済課（内4118） 老健局高齢者支援課（内3922、3929）
○ 福祉施設における感染症拡大防止策	子ども家庭局保育課（内4837） 子ども家庭局子育て支援課（内4964） 子ども家庭局家庭福祉課（内4877、4887） 子ども家庭局母子保健課（内4975） 社会・援護局保護課（内2824） 障害保健福祉部障害福祉課（内3035、3091） 老健局高齢者支援課（内3927、3928）
○ 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援	雇用環境・均等局職業生活両立課（内7857）
○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等	障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室（内3037）
(4) 水際対策の強化、検査体制の確保等	
○ 検疫所における検疫・検査体制の強化	医薬・生活衛生局検疫所業務管理室（内2467）
○ 検査体制の確保	健康局結核感染症課（内2036）
○ クラスタ発生源発生地域への専門家派遣	健康局結核感染症課（内2382）
(5) 情報発信機能の強化と福祉サービスの確保	
○ 外国人患者等への対応強化	医政局総務課医療国際展開推進室（内4108） 障害保健福祉部企画課自立支援振興室（内3076）
○ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実	健康局総務課（内2312） 健康局結核感染症課（内2382） 障害保健福祉部精神・障害保健課（内3069）
○ 福祉サービス提供体制の確保	社会・援護局福祉基盤課（内2864） 障害保健福祉部企画課自立支援振興室（内3075） 障害保健福祉部障害福祉課（内3091、3149、3044） 老健局振興課（内3987）
第2 雇用の維持と事業の継続	
(1) 雇用の維持、就職支援等	
○ 雇用調整助成金の特別措置の更なる拡大	職業安定局雇用開発企画課（内5873）
○ 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内5337） 職業安定局総務課訓練受講者支援室（内5336、5273） 人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室（内5600） 職業安定局総務課首席職業指導官室（内5697） 職業安定局雇用開発企画課就労支援室（内5796）
○ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化	職業安定局外国人雇用対策課（内5687）
○ 特別休暇制度の導入支援	労働基準局労働条件政策課（内5524）
○ 感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備	労働基準局安全衛生部安全課（内5487）
(2) 生活の支援	
○ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援	老健局介護保険計画課（内2937、2264） 保険局国民健康保険課（内3256） 保険局高齢者医療課（内3190）
○ 個人向け緊急小口資金等の特別貸付の実施	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室（内2879）
○ 住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室（内2879）
○ 未払賃金立替払の迅速・確実な実施	労働基準局監督課（内5543）
○ 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化	大臣官房地方課（内7247） 職業安定局雇用開発企画課（内5873） 雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室（内7736） 雇用環境・均等局職業生活両立課（内7857） 社会・援護局地域福祉課（内2233） 社会・援護局総務課自殺対策推進室（内2838）
(3) 事業の継続支援	
○ 生活衛生関係事業者への資金繰り支援の拡充等	医薬・生活衛生局生活衛生課（内2437）
○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充	社会・援護局福祉基盤課（内2862）
第3 強靱な経済構造の構築	
○ 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援	医政局経済課（内4118）
○ 中小企業等におけるテレワーク導入支援	雇用環境・均等局在宅労働課（内7870） 障害保健福祉部障害福祉課（内3044）
○ 介護支援専門員研修等オンライン化等事業	老健局振興課（内3936） 老健局高齢者支援課（内3972、3925）
○ 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報・ICT化支援	老健局老人保健課（内3947）
○ 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援	障害保健福祉部障害福祉課（内3091、3092） 老健局振興課（内3937） 老健局高齢者支援課（内3985）



令和2年度 厚生労働省第二次補正予算（案）の概要

追加額 4兆9,733億円

（うち一般会計 3兆8,507億円）

（うち労働保険特別会計 1兆4,446億円）

※一般会計から労働保険特会への繰入があるため、3,220億円が重複する。

第1 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

2,719億円

(1) PCR等の検査体制のさらなる強化

- 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施 366億円
- 検査試薬・検査キットの確保 179億円
- 抗体検査による感染の実態把握 14億円
- 検疫における水際対策の着実な実施 63億円

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備

- 感染拡大防止システムの拡充・運用等 13億円
- 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充 29億円

(3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等

- ワクチン・治療薬の開発等 600億円
- ワクチンの早期実用化のための体制整備 1,455億円

第2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保

2兆7,179億円

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充 2兆2,370億円
- 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 365億円
- 医療用物資の確保・医療機関等への配布等 4,379億円
- 薬局における薬剤交付支援事業 11億円
- 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援 3.3億円
- 放課後等デイサービス事業所による代替的な支援の推進 11億円

- 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保 22 億円
- 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布 9.4 億円
- 看護師養成施設等における実習補完 3.5 億円

第3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

1兆9,835億円

(1) 雇用を守るための支援

- 雇用調整助成金の抜本的拡充 7,717 億円
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）の創設 5,442 億円
- 失業等給付費の確保 2,441 億円
- 就職支援の強化等 34 億円
- 障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化 1.4 億円
- 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化 2.5 億円
- 公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のための環境整備 24 億円
- 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援 50 億円
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設 90 億円
- 中小企業におけるテレワーク導入支援 33 億円

(2) 生活の支援等

- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 2,048 億円
- 生活困窮者等への支援の強化 65 億円
- 生活困窮者等の住まい対策の推進 99 億円
- 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援 8.7 億円
- 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 1,365 億円
- 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化 4.2 億円
- 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化 41 億円
- 妊産婦等への支援の強化 177 億円
- 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等 189 億円

第1 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

2,719億円

(1) PCR等の検査体制のさらなる強化

○ 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施 366億円

新型コロナウイルス感染症の行政検査を集中的に実施する地域外来・検査センターの業務委託等について支援を行うことで、検査センターの設置を推進するとともに、PCR検査等を行う者に対する研修の実施について支援することにより、検査体制の強化を行う。

また、感染症法に基づく行政検査として抗原検査を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の検査の迅速化・効率化を図る。

○ 検査試薬・検査キットの確保 179億円

PCR検査等に使用する試薬について、企業が十分な量を安定的に製造・輸入できるような国において試薬の買上げを行う。また、抗原検査キットの買上げ等を行い、安定的な検査の実施を確保する。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の精度を確保するため、外部精度管理調査を実施する。

○ 抗体検査による感染の実態把握 14億円

今後の新型コロナウイルス感染症対策の立案に資するよう、ウイルスの抗体保有状況等を把握するための疫学調査を拡大する。

○ 検疫における水際対策の着実な実施 63億円

検疫による水際対策を着実に実施するため、PCR検査の結果が出るまでの間、検疫所長が指定する待機施設を確保する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備

○ 感染拡大防止システムの拡充・運用等 13億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するシステムを整備するため、感染者等の情報を把握・管理するシステム（HER-SYS）の機能拡充を行うとともに、保健所等におけるシステム運用を支援する。

また、ビッグデータを活用し、各地域における感染の拡大防止に資する情報や感染発生动向等の情報をわかりやすく整理して提供する。

○ **新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充** **29億円**

医療機関から患者の受入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集するシステム（G-MIS）について、調査対象医療機関の拡大、情報収集項目の追加等を行い、医療提供体制の確保に活用する。

(3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等

○ **ワクチン・治療薬の開発等** **600億円**

国内の研究者等において開発が進んでいる「新型コロナウイルスワクチン」について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に対して開発資金を補助することにより、基礎研究から臨床試験の実施における専門人材・専門業者の積極的な活用等を支援し、さらに開発を加速する。

また、新たな作用機序等による治療薬開発研究及びその他緊急的に必要な調査研究事業を行う。

○ **ワクチンの早期実用化のための体制整備** **1,455億円**

現在開発中の「新型コロナウイルスワクチン」等を迅速に製造するため、ワクチン開発と並行して生産体制を整備する。

また、ワクチン接種に必要なシリンジ・注射針の買上げ、備蓄を行う。

多くの方への速やかなワクチン接種を行うため、供給量に応じた効率的なワクチン等の配布、接種実施機関の調整等を行うシステムを開発・運用する。

第2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保 **2兆7,179億円**

○ **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充**

2兆2,370億円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を抜本的に拡充し、医療や介護・福祉の提供体制の整備等を推進する。

医療提供体制の整備等については、新たに以下の取組を交付金の対象とする。

(1兆6,279億円)

- ・ 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）への支援
- ・ 患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・ 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援 等

また、介護・福祉分野も新たに交付金の対象とし、以下の取組を支援する。

(6,091億円)

- ・ 感染症対策を徹底した介護・福祉サービス等の提供をするために必要な経費
- ・ 介護・障害福祉事業所に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給
- ・ 介護・障害福祉サービス利用の再開支援 等

さらに、本交付金については、第一次補正予算による措置を含め、10/10の国庫負担とする。

○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 365億円

※なお、貸付原資として1.32兆円を財政融資

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りをさらに支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を拡充するとともに、審査体制の拡充を行う。

また、医療機関等が独立行政法人福祉医療機構等からの融資を受けるまでの対策として、令和2年6月に審査支払機関から診療報酬等の一部の概算前払いが行われるよう、審査支払機関が市中銀行から必要な資金を借り入れた際の利子等について、国庫補助を行う。

○ 医療用物資の確保・医療機関等への配布等 4,379億円

サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった個人防護具（PPE）や検体採取キット等の医療用物資を国で買い上げ、必要な医療機関等に配布を行うとともに、必要に応じて備蓄を行う。

※ この他、新型コロナウイルス感染症対策予備費により1,680億円を措置

○ 薬局における薬剤交付支援事業 11億円

電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を引き続き支援する。

○ 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援 3.3億円

介護・障害福祉分野における感染防止等の取組を支援するため、事業所等の職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、感染対策マニュアルの作成及び感染症対策の専門家による実地指導や研修、業務継続計画（BCP）の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等を行う。

○ 放課後等デイサービス事業所による代替的な支援の推進 11億円

放課後等デイサービス事業所が、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が通所できない場合に行う代替的な支援（電話や訪問等）を行った際に発生する利用者負担について、補助を行う。

○ 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保 22億円

生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用等を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図るとともに、在宅生活が長くなった障害者等の職場復帰・再就職に向け、障害者就業・生活支援センターの生活支援体制を強化する。

※ 介護人材については、人手不足が更に深刻化していることから、既定予算を活用して、即戦力として期待される離職した介護人材の呼び戻しを促進する再就職準備金貸付事業を拡充する。

○ 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布 9.4億円

品薄で確保が困難となっているアルコール綿等の衛生用品等を国で買い上げ、人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者に優先配布を行う。

○ 看護師養成施設等における実習補完 3.5億円

医療機関等での臨地実習が中止している実情を踏まえ、これを学内演習に代えることにより同等の知識と技能を修得するために、必要な資器材等の支援を行う。

※ 上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等症患者の診療や医療従事者の感染リスクを伴う診療等に係る特例的な評価を行う。

第3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

1兆9,835億円

(1) 雇用を守るための支援

○ 雇用調整助成金の抜本的拡充 7,717億円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業する事業主を支援するため、4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円まで特例的に引き上げる。同時に解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長する。

また、支給処理に係る人員体制の強化及び社会保険労務士との協力体制の構築等により、雇用調整助成金の支給の迅速化を図る。

○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）の創設 5,442億円

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）を支給する。

- **失業等給付費の確保** 2, 4 4 1 億円
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用失業情勢の変化に対応するため、失業等給付費を確保する。
- **就職支援の強化等** 3 4 億円
- 雇止め等にあった労働者の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充し、担当者制による就職支援の強化を図る。
- また、人材不足が深刻化している福祉分野等において、就職支援コーディネーター等を配置し、求職者・求人者それぞれへの支援、マッチング支援を行う。
- このほか、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う各種取組の実施により、ハローワークコールセンターへの問い合わせが増加していることから、体制の強化を行う。
- **障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化** 1. 4 億円
- 就労や就職活動を再開した障害者（利用者）への職場定着や就職活動等の支援を行うため、リモート面談等に必要なポータブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うとともに、対面相談のための衛生環境を整備する。
- **外国人労働者に係る相談支援体制等の強化** 2. 5 億円
- 雇用等に係る情報の多言語による発信を強化するとともに、ハローワークへの来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、ハローワークコールセンターについて、多言語機能を拡充する。また、外国人労働者からの労働条件等に係る相談・支援体制等を一層充実させる。
- **公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のための環境整備** 2 4 億円
- 公共職業能力開発施設等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインの手法による職業訓練を実施するための機器等を整備し、通所せずとも職業訓練を受けられる環境を整備する。
- **小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援** 5 0 億円
- 新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、小学校休業等対応助成金の日額上限を8,330円から15,000円に引き上げるとともに、当該制度に関する相談に応じるコールセンターの体制の強化等を行う。
- また、病気休暇等の特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対し、引き続き助成金により支援する。

※ 小学校休業等対応助成金の日額上限の引上げについては、既定予算も活用して対応する。

- ※ 委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合に支給する小学校休業等対応支援金の日額の引上げ(4,100円⇒7,500円)については、既定予算を活用して行う。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の介護を行う労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、既定予算を活用して、両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)の特例を設ける。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設 **90億円**

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の労働者のために、有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する新たな助成制度を創設する。

○ 中小企業におけるテレワーク導入支援 **33億円**

テレワークを新規で導入する中小企業に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金による支援を継続するとともに、助成金の迅速な支給のため、必要な体制を整備する。

(2) 生活の支援等

○ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 **2,048億円**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付等を実施する。

○ 生活困窮者等への支援の強化 **65億円**

生活困窮者等への支援を強化するため、自立相談支援機関の人員体制の強化や電話・メール・SNSなどを活用した相談支援等の環境整備を行うとともに、福祉事務所の面接相談等の体制を強化する。

○ 生活困窮者等の住まい対策の推進 **99億円**

休業等に伴う収入減少により、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援や定着支援を行う。

○ 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援 **8.7億円**

自殺リスクの高まりに発展しかねない状況を踏まえ、生きることの包括的支援のため、SNS相談や電話相談等の相談体制を強化する。

また、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等、相談員の感染防止に配慮した必要な支援を行うことで、相談員の安心・安全な相談環境を確保する。

○ **低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給** **1, 365億円**

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

○ **感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化** **4. 2億円**

長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しがちなひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、既定予算を活用し、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額を増額するなど、自立支援資金貸付事業を拡充する。

○ **「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化** **4.1億円**

学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえて、児童相談所や市町村の体制を強化するとともに、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組に対して支援を行い、地域における見守り体制の強化を図る。

○ **妊産婦等への支援の強化** **177億円**

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、助産師・保健師等による電話や訪問などの寄り添った支援を行うとともに、必要に応じ、不安を抱える妊婦に対する新型コロナウイルスの検査費用の補助、オンラインによる保健指導、里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの提供を行うなど、新型コロナウイルス流行下における妊産婦に対する総合的な支援を行う。

また、乳幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

○ **生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等** **189億円**

生活衛生関係営業者の資金繰りを引き続き支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による無利子・無担保の貸付を拡充する。

また、生活衛生関係営業者がガイドラインに沿った適切な衛生対策を行いながら「新しい生活様式」を踏まえた経営スタイルに移行できるよう、衛生対策と経営支援の専門家等を派遣し助言・指導を行う。

項目	担当部局課室名
第1 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発	
(1) PCR等の検査体制のさらなる強化	
○ 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施	健康局結核感染症課(内2036)
○ 検査試薬・検査キットの確保	健康局結核感染症課(内4609)
○ 抗体検査による感染の実態把握	健康局結核感染症課(内2036)
○ 検査における水際対策の着実な実施	医薬・生活衛生局検査所業務管理室(内2467)
(2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備	
○ 感染拡大防止システムの拡充・運用等	健康局結核感染症課(内2036)
○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充	健康局結核感染症課(内2036)
(3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等	
○ ワクチン・治療薬の開発等	大臣官房厚生科学課(内3820)
○ ワクチンの早期実用化のための体制整備	健康局健康課予防接種室(内2077) 健康局結核感染症課(内4609)
第2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保	
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充	医政局地域医療計画課(内2550、2551) 医政局医事課(内4408) 医政局看護課(内2592) 医政局医療経営支援課(内2671) 健康局結核感染症課(内2382) 医薬・生活衛生局総務課(内4213) 子ども家庭局書記室(内4806) 障害保健福祉部障害福祉課(内3091) 障害保健福祉部企画課(内3015) 老健局振興課(内3935)
○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充	社会・援護局福祉基盤課(内2866) 保険局総務課(内3135) 保険局保険課(内3249) 保険局国民健康保険課(内3256)
○ 医療用物資の確保・医療機関等への配布等	医政局経済課(内4118)
○ 薬局における薬剤交付支援事業	医薬・生活衛生局総務課(内4213)
○ 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援	障害保健福祉部企画課(内3015) 障害保健福祉部障害福祉課(内3035) 老健局老人保健課(内3962)
○ 放課後等デイサービス事業所による代替的な支援の推進	障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室(内3037)
○ 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(内2845) 障害保健福祉部障害福祉課(内3044) 障害保健福祉部企画課自立支援振興室(内3075)
○ 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布	障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室(内3037)
○ 看護師養成施設等における実習補充	医政局看護課(内2654) 医政局歯科保健課(内2583)
第3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援	
(1) 雇用を守るための支援	
○ 雇用調整助成金の抜本的拡充	職業安定局雇用開発企画課(内5873)
○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設	職業安定局雇用保険課(内5762、5763)
○ 失業等給付費の確保	職業安定局雇用保険課(内5762)
○ 就職支援の強化等	職業安定局総務課首席職業指導官室(内5771) 職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室(内5799) 職業安定局外国人雇用対策課(内5687)
○ 障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化	職業安定局障害者雇用対策課(内5782)
○ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化	労働基準局監督課(内5542) 職業安定局外国人雇用対策課(内5687)
○ 公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のための環境整備	人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室(内5925) 人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)付訓練企画室(内5923) 人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)付特別支援室(内5962)
○ 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援	労働基準局労働条件政策課(内5524) 雇用環境・均等局職業生活両立課(内7857)
○ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設	雇用環境・均等局雇用機会均等課(内7839)
○ 中小企業におけるテレワーク導入支援	雇用環境・均等局在宅労働課(内7870)
(2) 生活の支援等	
○ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2879)
○ 生活困窮者等への支援の強化	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2879) 社会・援護局保護課自立推進・指導監査室(内2886)
○ 生活困窮者等の住まい対策の推進	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(内2879) 社会・援護局保護課(内2834)
○ 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援	社会・援護局総務課自殺対策推進室(内2838)
○ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給	子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室(内5192)
○ 感染防止に配慮した児童虐待・DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化	子ども家庭局家庭福祉課(内4877)
○ 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室(内4896)
○ 妊産婦等への支援の強化	子ども家庭局母子保健課(内4975)
○ 生活衛生関係事業者への資金繰り支援の拡充等	医薬・生活衛生局生活衛生課(内2437)

生活を支えるための支援のご案内

令和2年10月1日更新

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

● 子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

P.5

● 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

P.6

● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

P.7

● 持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

P.8

● 家賃支援給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

P.9

● 日本政策金融公庫（日本公庫）及び沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

P.10

● 民間金融機関による実質無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

P.11

● 社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

P.12
~15

● 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合に、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、特例により翌月から改定することができます。

P.16

● 生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

P.17

生活を支えるための支援のご案内

● 住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

P.18

● 生活保護制度

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

P.19

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

● 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

P.20

● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

P.21

● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

P.22

● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

P.23

● 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。

P.24

● 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を助成します。

P.25

生活を支えるための支援のご案内

仕事を探しながら無料で職業訓練を受けたいとき

● 公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

P.26

● 求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

P.27

小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

P.28

● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

P.29

● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

P.30
～31

相談窓口一覧

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、
 各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

仕事について相談したいとき

- **ハローワーク**【TEL:最寄りのハローワークにおかけください】

仕事をお探しの方は、[お近くのハローワーク](#)にご相談ください。求人情報は、[ハローワークインターネットサービス](#)でも探すことができます。また、職業紹介等は電話で相談できます。あわせて、来所した方で住居・生活に関する支援が必要な方には、支援制度のご案内など、必要な相談も受け付けます。



労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

- **特別労働相談窓口等**【TEL:最寄りの窓口におかけください】

各都道府県労働局に「[特別労働相談窓口](#)」を設置しております。新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。また、内定取消しや入職時期繰下げにあわれた皆様のため、新卒応援ハローワークに「[新卒者内定取消等特別相談窓口](#)」を設置しています。来所しなくても電話で相談できます。



心の健康について相談したいとき

- **精神保健福祉センター等**【TEL:最寄りのセンターにおかけください】

保健師・精神保健福祉士等の専門職が、面接や電話等により、コロナのことが不安で眠れないといったお悩みの相談を受け付けます。



- **働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」**

職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラー等が、メール・電話・SNSにより、メンタルヘルス不調、過重労働により体調を崩したといった健康相談を受け付けます。



DVや子育ての悩みについて相談したいとき

- **DV相談ナビ**【TEL:^{はれれば}#8008】、**DV相談+（プラス）**【TEL:^{つなぐ はやく}0120-279-889】

配偶者等からの暴力（DV）の悩みについて相談できます。DV相談ナビは、最寄りの窓口につながります。DV相談+は、24時間の電話相談、SNS・メールでも対応しています。



- **児童相談所・児童相談所虐待対応ダイヤル**

【TEL:最寄りの児童相談所か、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」におかけください。】

子育ての悩み、虐待の相談等について、お電話にて相談を受け付けます。



生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

- **よりそいホットライン（電話等による相談）**【TEL:0120-279-338】

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

（ご相談の例）

・暮らしの悩みごと・悩みを聞いて欲しい方、DV・性暴力などの相談をしたい方、
 外国語による相談をしたい方 など



- **SNS等による相談**

LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話を通じて、年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談を受け付けます。



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

■ 対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

■ 支給額

対象児童1人につき、**1万円**

令和2年3月31日時点での居住市町村から支給されます。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

※令和2年4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

■ 申請手続

原則、申請は不要です。

対象の方には、令和2年3月31日時点での居住市町村からお知らせいたします。

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。



● お問合せ先

- ・ 令和2年3月31日時点（新高校1年生については令和2年2月29日時点）の居住市町村の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給します。

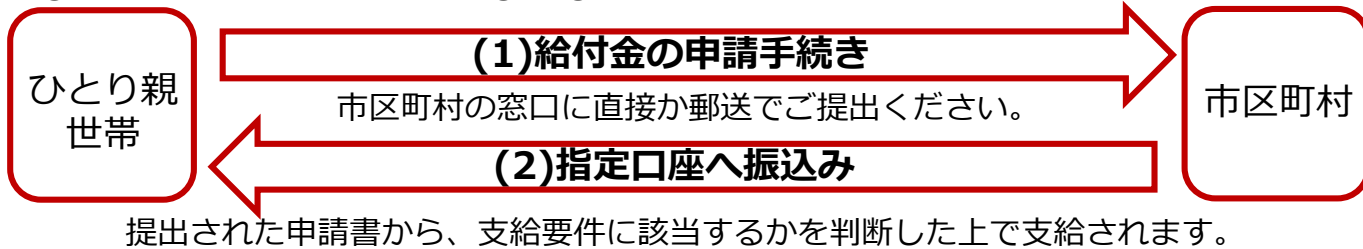
対象者

- 令和2年6月分の**児童扶養手当が支給される方**
- 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の**児童扶養手当の支給が全額停止される方**
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

支給・申請

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額	1世帯5万円 ※ 第2子以降1人につき 3万円加算		
	申請	不要	要	
	支給時期	8月頃	可能な限り速やかに	
追加給付	支給額	収入が減少した場合 5万円		
	申請	要 ※自己申告 ※添付書類不要		-
	支給時期	可能な限り速やかに		

※①の対象者への追加給付、②・③の対象者への給付金の申請方法



【お問合せについて】

- 一般的なお問い合わせは**コールセンター**まで
0120-400-903 (受付時間 平日9:00~18:00)



【お申込みについて】

- お住まいの市区町村の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口までお願いいたします。

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。（本年12月末まで申込受付）

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

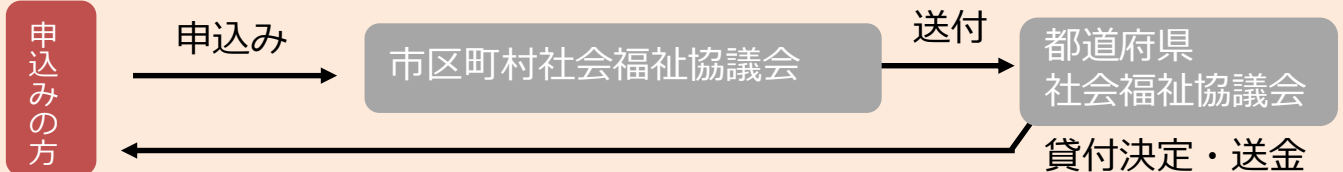
貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内 (貸付期間：原則3月以内)

据置期間 1年以内 ※自立相談支援機関による支援を受け
る場合に、3か月の延長が可能です。

償還期限 10年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

- ※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。
- ※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。(原則最大80万円)
- ※3 総合支援資金については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

貸付手続きの流れ



i ● 一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

● 生活支援特設ホームページ（特例貸付）は[こちら](#)

● お申込みはお住まいの[市区町村社会福祉協議会](#)にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■ 給付対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で**50%以上**減少している事業者

※資本金10億円以上の大企業を除く、**中堅企業・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象**となります。

■ 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
(ただし、**昨年1年間の売上からの減少分が上限**です。)

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

i 持続化給付金事業コールセンター

受付時間：8時30分～19時00分（土曜祝日を除く日曜～金曜日）

◆8月31日までに申請された方
直通番号：0120-115-570

◆9月1日以降に新規申請される方
直通番号：0120-279-292

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

◆8月31日までに申請された方

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

◆9月1日以降に新規申請される方

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、「家賃支援給付金」を支給します。

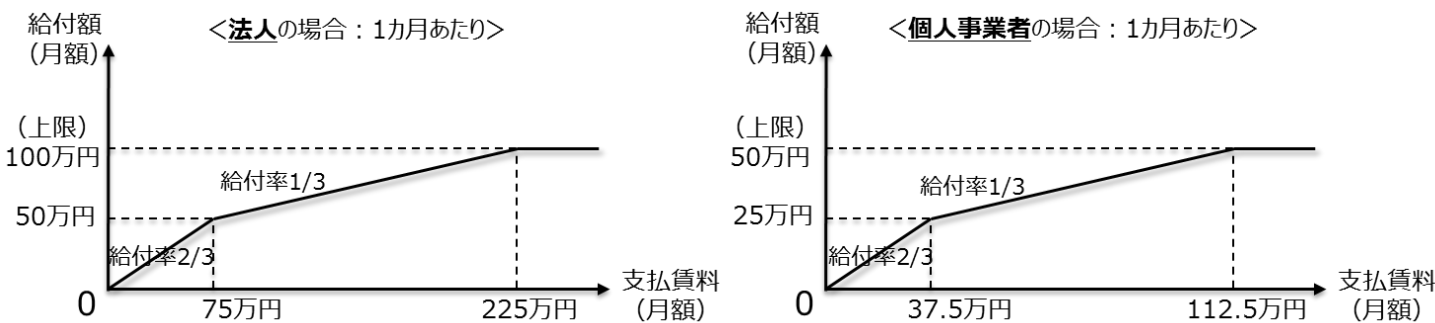
■ 給付対象者

資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、本年**5月～12月**において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか**1カ月**の売上高が前年同月比で**50%以上**減少
- ②連続する**3カ月**の売上高が前年同期比で**30%以上**減少

■ 給付額・給付率

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、**6カ月分**の給付額に相当する額を支給。



⇒ **法人は最大600万円**

⇒ **個人事業者は最大300万円**

i お問い合わせは「家賃支援給付金 コールセンター」まで
電話番号 : 0120-653-930
受付時間等 : 8:30～19:00(平日・日(土、祝を除く))

家賃支援給付金に関するお知らせは申請ポータルサイトにてご確認いただけます。

<https://yachin-shien.go.jp/>

日本政策金融公庫（日本公庫）及び 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）等による 新型コロナウイルス感染症特別貸付等

新型コロナウイルス感染症による影響により業況が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化を実現し、事業資金の資金繰り支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ▶ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的な業績悪化（最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等）となった事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

※ 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

資金の使いみち | 運転資金、設備資金 担保 | 無担保

貸付期間 | 設備20年以内、運転15年以内 うち据置期間 | 5年以内

融資限度額（別枠） | 中小事業・商工中金 6億円（拡充前3億円）

国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

金利 | 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

（利下げ限度額：中小事業・商工中金 2億円（拡充前1億円）

国民事業4,000万円（拡充前3,000万円））

※金利は10月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

i ● 平日のご相談

日本公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 商工中金相談窓口：0120-542-711
沖縄公庫事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

● 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）
沖縄公庫：0120-981-827 商工中金相談窓口：0120-542-711

● その他資金繰り等に関するご相談

中小企業金融相談窓口：0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

特別利子補給制度

- ▶ 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

利子補給期間 | 借入後当初3年間

利子補給対象上限 | 中小事業・商工中金 2億円、国民事業4,000万円

i ●（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

0570-060515（平日・休日9:00～19:00）

61

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

● 【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

社会保険料等の猶予①

厚生年金保険料等の猶予制度の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料及び労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり**、一時に納付を行うことが困難な事業主

【内 容】

1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。
担保の提供は不要。延滞金が免除。

※ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。

猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問合せ先は、都道府県労働局となります。

猶予が認められると、「納付の猶予（特例）許可通知書」が送付されます。この「納付の猶予（特例）許可通知書」には「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 猶予期間中に管轄の年金事務所において「納入確認書」を取得した場合「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な場合は、上記の納付猶予の特例のほか、分割納付の仕組み（「換価の猶予」及び「納付の猶予」）をご利用いただける場合がありますので、上記お問合せ先までご相談ください。



●お問合せ先

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

社会保険料等の猶予 ②

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免や徴収猶予等が認められる場合があります。まずはお住まいの市区町村、年金事務所又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

● お問合せ先

- 国民健康保険料(税)について
⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課
- 国民年金保険料について
⇒お住まいの市区町村の国民年金担当課又は年金事務所

国民年金保険料免除の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方について、国民年金保険料免除が可能となります。

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方

【内容】 個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予。

【申請方法】 申請書類を市区町村の国民年金担当窓口へ提出

※申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

【受付開始】 令和2年5月1日

● お問合せ先

- ・日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください

TEL : 0570 - 003 - 004 ※050から始まる電話でおかけになる場合は03 - 6630 - 2525

- ・市町村の国民年金担当課または年金事務所をご利用ください。

社会保険料等の猶予 ③

国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で国税局猶予相談センターにご相談ください。税務署に提出された申請書は所定の審査を早期に行います。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間納税が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



● お問合せ先

国税庁（以下URLもしくは右のQRコード）

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



地方税の徴収の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税を一時に納付することが困難な場合には、地方団体に申請することにより、徴収の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、徴収の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で納付先の地方団体にご相談ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間徴収が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞金が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



● お問合せ先

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、納付先の都道府県・市区町村にお願いいたします。

■ 電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請しています（※）。

（※）このほか、水道・下水道及び公営住宅の家賃の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されています。

i ● お問合せ先

電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

N H K 受信料に関する相談窓口

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和2年4月から12月までの間に休業により報酬が著しく下がった方などについて、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

1 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた方
- (2) 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>



【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

2 令和2年8月から12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

上記1と同様の条件となります。

3 令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
- (2) 令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している(上記1と同様です。)

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>



【対象となる保険料】

休業により報酬が急減した月（3の場合は8月）の翌月以降の保険料が対象となります。

- ※ 上記1に該当する場合は、令和3年1月末までに届出があったものが対象となります。
- ※ 上記2及び3に該当する場合は、令和3年2月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

- ※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
- ※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- ※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで1回ずつ申請を行うことができます。
- ※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

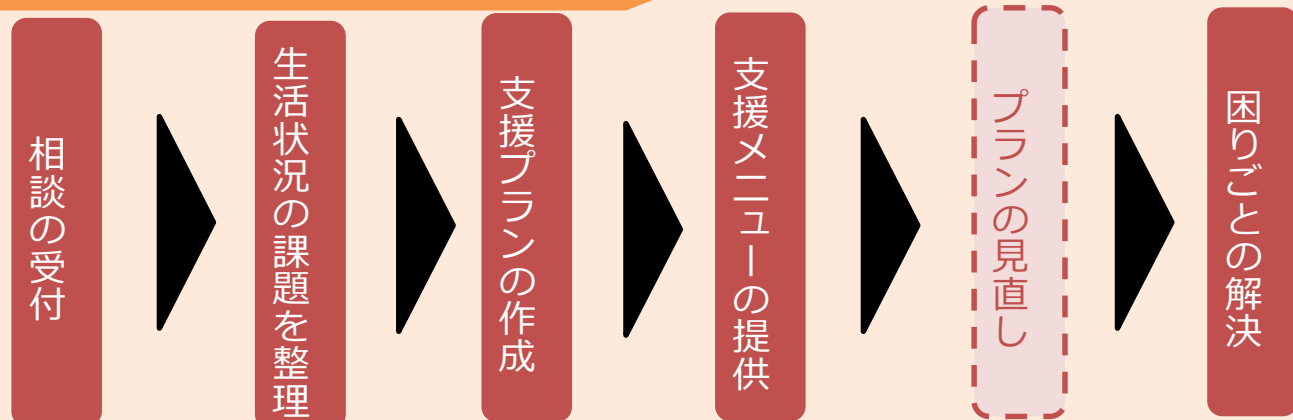
03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

相談の流れ（自立相談支援事業）



支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

家計改善支援

- 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
- また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

住居確保給付金

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

一時生活支援

- 住居を失ってしまった方に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。



● **ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へご連絡ください。**

住居確保給付金（家賃）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

住居確保給付金

支給対象（現行）

- ・ 離職・廃業後2年以内の者

拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

支給額 （東京都特別区の上限額の例）単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

支給要件

○ 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと
（東京都特別区の目安）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

○ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（但し100万円を超えない額）（東京都特別区の目安）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

○ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
※申請時のハローワークへの求職申込が不要になります（4月30日～）

等

i ● 一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-23-5572 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

● 生活支援特設ホームページ（住居確保給付金）は[こちら](#)



● お申込みはお住まいの市町村の自立相談支援機関まで

全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。

どのような方が生活保護を受けられるか

- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。
(以下のような状態の方が対象となります。)
- ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※ 不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
- ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
- ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。
- ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。



- 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

手続きの流れ

- お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

生活保護の受給開始後

- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。
- 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。
- 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。
- また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます（一部の自治体を除く。）。

傷病手当金

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます。

- 自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
 - 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる
- 等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

■ 支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

- ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと
※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。
- ② 4日以上仕事を休んでいること
※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。
※待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

■ 支給期間

支給を始めた日から最長1年6か月の間

※1年6か月の間で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

■ 1日あたりの支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近12月間の標準報酬月額の平均額}}{30} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

- 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。

(※) 国民健康保険に加入されている方について

市区町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

休業手当（労働基準法第26条）

労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。

- **会社で労働者を休業させるときには、労働基準法の義務にかかわらず、雇用調整助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力をお願いします。**

※雇用調整助成金の詳細は次ページを御覧ください。

■ **会社が休業手当を支払わなければならない場合とは**

- ▶ 会社は、会社の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中の休業手当を支払わなければなりません。
- ▶ 不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払義務はありません。以下の2つの要素が両方とも認められた場合には、不可抗力による休業となります。

- ① 原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

①に当たるのは、例えば緊急事態宣言に基づく要請などのような、事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因です。

②を満たすためには、会社は、休業回避のための具体的努力を最大限尽くさなければなりません。具体的な努力を尽くしたと言えるかは、例えば、

- ・ 自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか
- ・ 労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないか

といった事情から、個別に判断されます。

そのため「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

■ **休業手当の額**

平均賃金（休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額※）の100分の60以上の額

※ 賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。

- **個別の事案に関するご相談**については、

各都道府県労働局に設置している**特別労働相談窓口**



雇用調整助成金（特例措置）

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の内容を大幅に拡充し、手続きの簡素化を構じています。

■ 対象者（事業主）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少**していること等の要件があります

■ 特例措置

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年12月31日までの休業等に適用

- ① **休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3**
解雇等を行わない場合 中小企業10/10、大企業3/4
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**15,000円**
- ② **教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円 を加算**します
- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能**です
- ⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

○活用しやすさ

- ⑥ 申請書類を大幅に簡素化しています
添付書類等を削減し、**休業等計画届の提出は不要**としています
- ⑦ **助成額の算定方法等申請手続きを簡素化**しています
- ⑧ **オンライン申請**も受け付けています

- **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年4月1日から12月31日までの間に休業させられた中小企業の労働者のうち、

休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

■ 支給額

休業前賃金の80%（月額上限33万円）

※ 休業実績に応じて支給

■ 申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年4月～9月	令和2年12月31日（木）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- コールセンターで新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関するお問合せに対応します。
0120-221-276
(受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15)

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

■ 対象者（事業主）

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年12月31日までの間に

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

■ 支給額

対象労働者 1人当たり

有給休暇 計 5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※ 1事業所当たり人数上限：20人まで

■ 申請期間

令和2年6月15日から令和3年3月1日まで

※雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

※事業所単位ごとの申請です。



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● 具体的なご相談・お問合せは、最寄りの[都道府県労働局雇用環境・均等部室](#)にお願いいたします。

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）



両立支援等助成金（介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

■ 対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること

■ 支給額

取得日数	支給額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

■ 対象となる労働者

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

■ 適用日

令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇

■ 申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

*令和2年6月15日より受付開始

（注意）令和2年6月15日より前に支給要件を満たした場合は8月15日が申請期限となります。

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お問合せについては、
各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

新型コロナ 介護支援 両立支援等助成金

検索

公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

対象者：求職中の方で、原則として以下の5つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 在職中（週の労働時間が20時間以上）ではないこと
- ③ 雇用保険の失業給付を受給していること
- ④ 労働の意思と能力があること
- ⑤ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと

訓練の内容

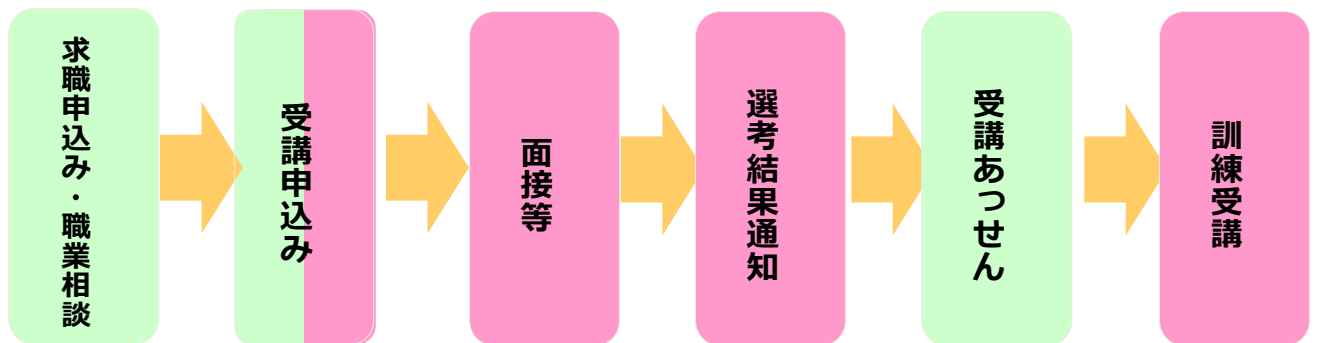
- ① 就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練です
- ② 訓練期間は概ね3ヶ月～2年です
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国、都道府県、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）が訓練を実施します

受講の流れ・・・まずはハローワークにお越しください！

公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練を受講するには、ハローワークに求職申込みをした後、訓練を実施する施設等が行う面接等の選考に合格し、ハローワークにおいて受講あっせんを受ける必要があります。

なお、受講あっせんは、ハローワークでの職業相談を通じて

- ① 訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められ、かつ、
- ② 訓練を受けるために必要な能力等を有するとハローワークが判断した方
に対して行います。



..... ハローワークでの手続き

..... 訓練実施施設での手続き



● 具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。

● 訓練の相談については、最寄りのハローワークにてご相談ください。



求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

対象者：求職中の方で、原則として以下の5つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
 - ② 在職中（週の労働時間が20時間以上）ではないこと
 - ③ 雇用保険の失業給付を受給中ではないこと
 - ④ 労働の意思と能力があること
 - ⑤ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと
- ※ 給付金を受給するには、更に下に記載の「給付金の支給内容・要件」に記載の要件を満たす必要があります。

訓練の内容

- ① 早期就職のための訓練です
- ② 訓練期間は2～6ヶ月です
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国からの認定を受けた、民間教育訓練機関等が訓練を実施します
- ⑤ 2種類のコースがあります
 - ・「基礎コース」：社会人としての基礎的能力や、短時間で習得できる技能等を習得できます
 - ・「実践コース」：就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得できます

受講の流れ：P26をご参照ください（公共職業訓練と同様です）

給付金の支給内容・要件

【支給額】

- ・ 職業訓練受講手当：月額10万円
 - ・ 通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）
 - ・ 寄宿手当：月額10,700円
- ※「通所手当」「寄宿手当」の詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

【主な支給要件】（以下のすべてを満たす方が対象）

- ・ 本人収入が月8万円以下
- ・ 世帯全体の収入が月25万円以下
- ・ 世帯全体の金融資産が300万円以下

- i** ● 手当の詳細な要件や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
● お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。
● 訓練の相談については、最寄りのハローワークにてご相談ください。



小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

適用日

令和2年2月27日～12月31日の間に取得した有給の休暇

※ 春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

申請期間

- 令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分
⇒ 令和2年3月18日から同年12月28日まで
- 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒ 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、[学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター](#)

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナ 休暇支援 [検索](#)



小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

一定の要件

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

支給額

仕事ができなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

※ 令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円（定額）

適用日

令和2年2月27日～12月31日

※ 春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

申請期間

- 仕事ができなかった日が令和2年2月27日から同年9月30日までの期間分
⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで
- 仕事ができなかった日が令和2年10月1日から同年12月31日までの期間分
⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(特例措置：企業で働く方向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、企業で働く保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

■ 対象者

下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

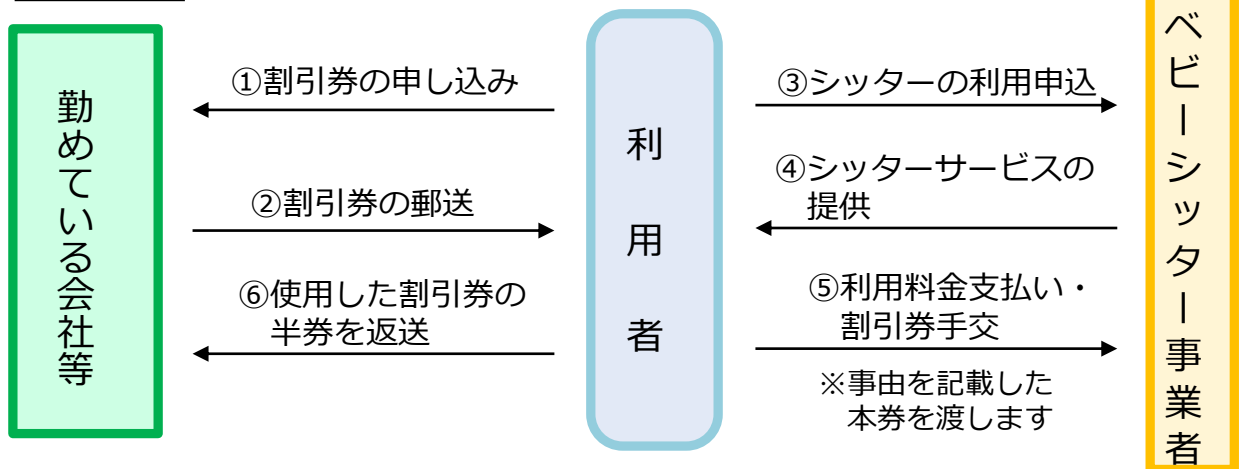
- ①民間企業等に勤めている
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

■ 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>	⇒	<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人		5枚/人
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭		120枚/家庭
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭		上限なし

■ 申請手続



●詳細は全国保育サービス協会ホームページをご覧ください。

<http://www.acsa.jp/>



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(特例措置：個人で就業されている方向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、個人で仕事をする保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

■ 対象者

下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

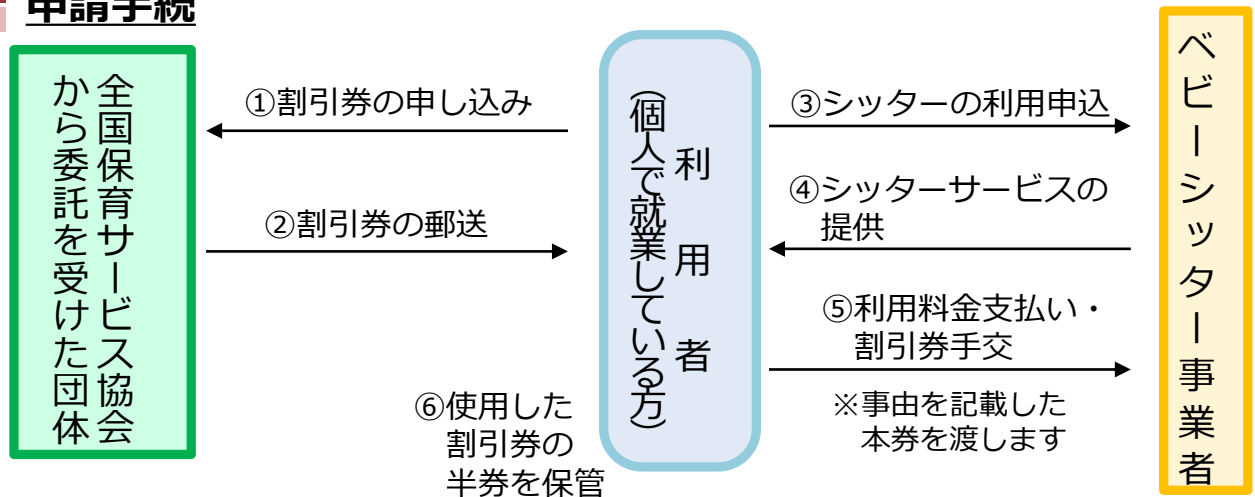
- ①個人で仕事をしている（自営業、フリーランスなど）
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

■ 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>		<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒	5枚/人
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒	120枚/家庭
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒	上限なし

■ 申請手続



● 詳細は全国保育サービス協会ホームページをご覧ください。

<http://www.acsa.jp/>

